

第4部 川越市緑の基本計画 (平成28年3月改定版)

第6章 計画の目標

- 1 計画の基本姿勢
- 2 計画の基本方針
- 3 計画の目標
- 4 計画の体系と緑の将来像

第7章 個別計画

基本方針1

- 1 水と緑と農地の保全
- 2 歴史的環境の保全
- 3 生き物の生息・生育空間となる緑の保全

基本方針2

- 4 水と緑のネットワークの形成
- 5 身近で安全・安心な都市公園等の整備
- 6 歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備
- 7 公共施設緑化の推進
- 8 民有地緑化の促進

基本方針3

- 9 緑に親しむきっかけづくり
- 10 水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり

第8章 地区別計画

- 1 川越市の地区構成
- 2 地区別計画



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
銀賞 矢崎日和さん(川越第一小学校5年生)の作品



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
銀賞 菅野莉々さん(高階中学校2年生)の作品

計画の目標

1 計画の基本姿勢

本市は、荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の多くの河川や街道の集結する交通の拠点として発達してきました。また、河川による水のネットワークは、生き物の生息・生育空間、人々の安らぎの場、災害時の焼け止まり線、良好な都市景観の構成要素等として都市の豊かさを支えています。

また、立地条件に恵まれ古い歴史を有することから、蔵造りの町並みや時の鐘といった地域を特色づける様々な歴史的文化的遺産が存在しており、それに加えて生活の中に息づく武蔵野の雑木林*や河川等の優れた自然を多く有しています。また、市街地を取り巻く農地は、身近な自然とのふれあいの場を市民に提供するとともに、樹林地*の緑と調和しつつ歴史や文化を支えてきました。

一方、第四次総合計画では「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を将来都市像としており、緑の基本計画においても民有地の緑化をはじめとして市民との協力が重要となります。本市では古くからのコミュニティが発達しており、これらを生かし、まちづくりに積極的に参加・協力する市民、事業者及び民間団体を支援する必要があります。

緑の計画H28改定版では、伝統的な文化を生かしつつ市民との協働のもと「緑の保全、緑地の整備、緑化の推進」を積極的に進めていくことで、緑の面から本市の新たな局面を切り開くとともに、緑や歴史的文化的遺産との関係をより発展させていくことを目指します。

これらを踏まえ、本市における計画の基本姿勢を以下のように設定します。

■計画の基本姿勢

みんなではぐくむ
水と緑と歴史のまち・川越

*雑木林：樹林地のうち、薪炭材の供給源としてクヌギやコナラ、エゴノキ等を中心として、人々の生活とともに成立してきた樹林。

*樹林地：樹木が密生している場所であり、植生により自然林、二次林（雑木林）等に分類できるとともに、地形からは平地林、斜面林等に分類できる。

2 計画の基本方針

2.1 計画の基本方針

計画の基本姿勢を受け、計画の基本方針を以下のように設定します。

①川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもります

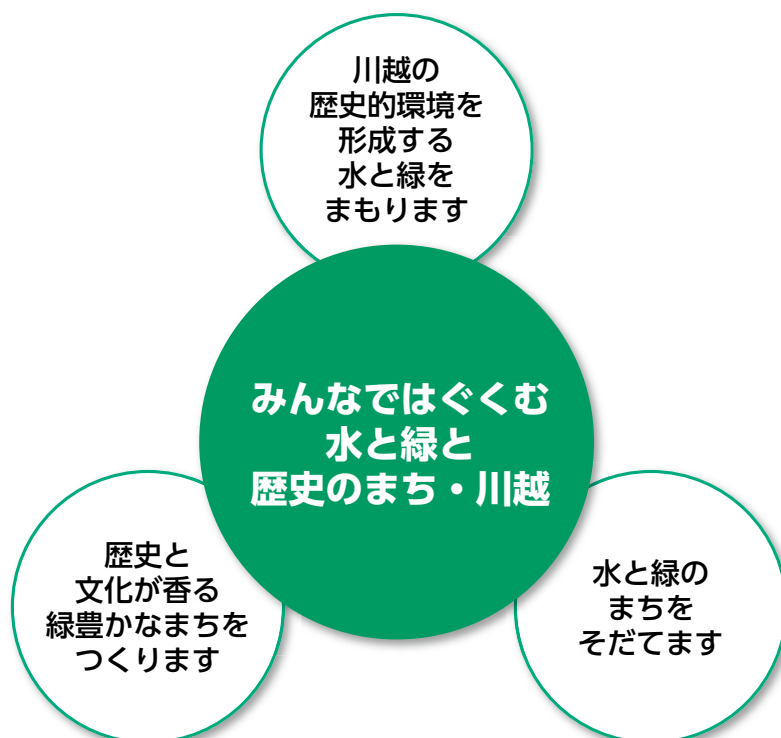
都市の骨格を形成し、川越の独自性を生かしつつ都市と自然環境との調和のとれた空間を形成するため、歴史的環境と一体となった緑、樹林地、農地、河川等の豊かな水と緑の空間を保全します。

②歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります

本市の特性である歴史的文化的な環境を積極的に生かしていくため、自然や歴史を取り込んだ都市公園*等の整備を推進するとともに、道路及び河川の緑化を進めることで、水と緑のネットワークの形成を図り、川越らしい歴史と調和したまちづくりに努めます。

③水と緑のまちをそだてます

歴史に育まれてきた川越のまちをさらに魅力的で快適なものとするため、市民参加による緑の保全、緑地の整備及び緑化の推進に関するしくみづくりや市民間の交流活動、市民に対する普及・啓発活動を推進し、歴史を生かした水と緑あふれる町並みの形成を図ります。



*都市公園：都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園または緑地。身近な街区公園、文化財を活用する歴史公園、運動に供する運動公園などの種類がある。

2.2 都市公園の整備方針

計画の基本方針を踏まえ、また、都市公園の整備状況等を勘案した上で、次に掲げる事項を都市公園の整備方針とします。

- ①子育て環境の向上や少子高齢化に配慮した都市公園の整備
- ②健康の維持・増進やレクリエーション活動の場となる都市公園の整備
- ③防犯、防災の強化に配慮した都市公園の整備
- ④地域固有の歴史的文化的遺産、自然環境を生かした都市公園の整備
- ⑤地域の活性化、観光振興に資する都市公園の整備
- ⑥地域住民等との協働による都市公園の整備及び管理運営

2.3 生物多様性の保全方針

計画の基本方針を踏まえ、また、本市の自然特性等を勘案した上で、次に掲げる事項を生物多様性*の保全方針とします。

- ①生き物の生息・生育空間となる大規模な樹林地の保全
- ②多様な生き物の生息・生育空間を生み出す水辺環境の保全
- ③エコロジカル・ネットワークの形成
- ④ふるさとの雑木林の保全・整備
- ⑤生態系に配慮した農地の保全
- ⑥自然環境との共生
- ⑦生き物の移動・休息空間となる都市公園等の整備
- ⑧多様な主体の参画と普及・啓発の推進

2.4 特別緑地保全地区について

緑地の保全に関する施策を展開していく中で、次に掲げる事項により特別緑地保全地区の指定・保全を行い、自然環境の保護に努めます。

①指定方針

良好な自然環境を形成している地域のうち、土地所有者の意向などを踏まえ、指定を検討します。

②買取りの方針

特別緑地保全地区内の土地の買取り請求があった場合は、都市緑地法に基づき県等と協議の上、土地の買入れを行うものとします。

③保全方針

特別緑地保全地区に指定された土地は、市民等との協働により適正に管理するとともに、生物多様性の保全についても配慮します。

*生物多様性：全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

3 計画の目標

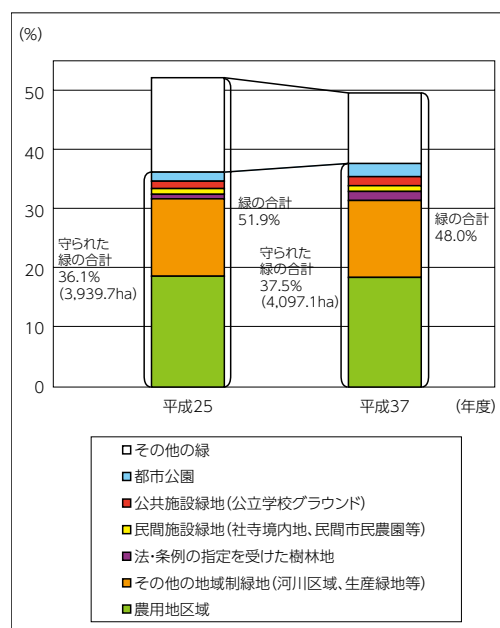
計画における目標を、以下のように設定します。

法指定の拡大や施設緑地の整備により、市域に対して約4割の緑を維持していくことを目指します。

平成26年3月末現在、本市には5,664.9haの緑（樹林地、農地、河川、都市公園等）があり、市域に対する割合は51.9%となっています。

このうち、緑地（法規制や公園整備等により守られた緑）は3,939.7haであり市域に対する割合は36.1%となります。

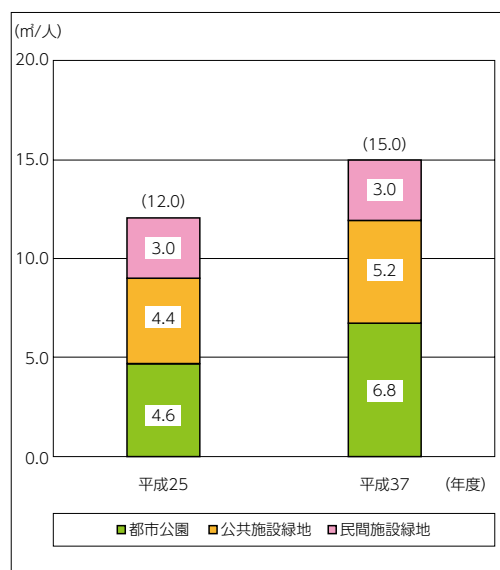
本計画では、市域の約4割に当たる約4,100haの緑を将来にわたり維持していくことを目標とし、地域制緑地の指定や都市公園等の整備に努めていきます。



都市公園や広場等の面積を、現在の約1.3倍（市民1人当たり15.0㎡）とすることを目指します。

都市公園や広場等の施設緑地の総量は、平成26年3月末現在、市民1人当たり12.0㎡となっています。

今後、都市公園の新たな整備はもちろんのこと、公共施設の緑地を増やし、また、市民の森や市民農園の増設等についても積極的に取り組むことで、現在の約1.3倍、市民1人当たり15.0㎡の緑地の確保に努めます。

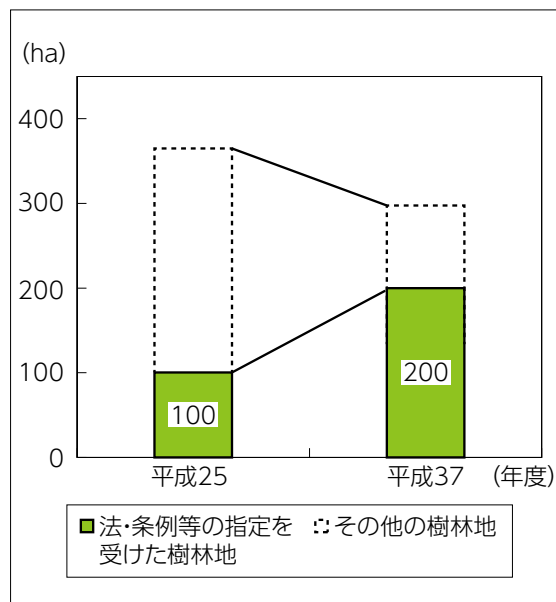


法や条例等の指定により維持する樹林地の面積を、約2倍に拡大することを目指します。

樹林地は多くの生き物の生息・生育空間であり、豊かな自然が存在しています。しかし、開発が進み年々減少の一途をたどっています。

平成26年3月末現在で、福原地区を中心に約100haの樹林地をふるさとの緑の景観地、保存樹林及び市民の森の各制度により指定しており、これは樹林地全体の約23%に当たります。

さらに今後、未指定の樹林地に対して指定を進めることにより、法や条例等の指定を受けた樹林地の面積を約2倍の200haとしていくことを目指します。



都市化の著しい市街地の中の緑を増やします。

都市公園の整備や公共施設については、接道部の緑化が可能となる部分は100%の緑化を目指します。

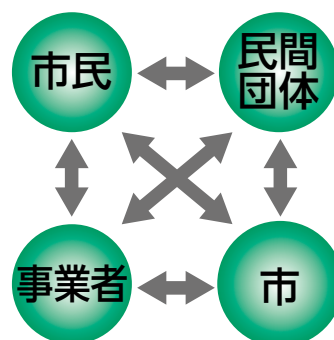
また、民有地についても、生け垣設置、屋上緑化、壁面緑化及び駐車場緑化に対する支援等を行うことにより、緑化を推進していきます。



市民、事業者、民間団体及び市の協働により緑化を推進します。

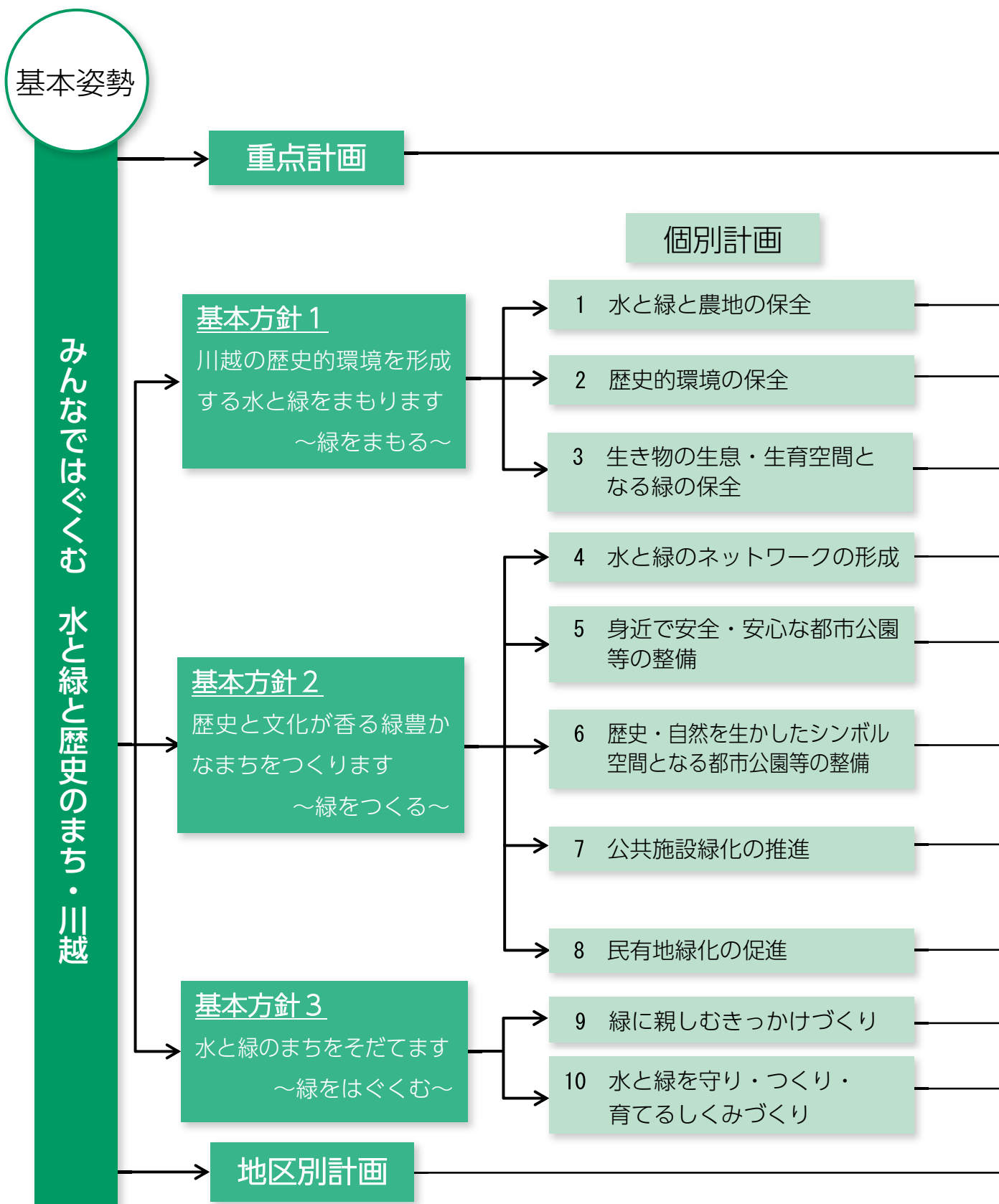
緑豊かなまちづくりのためには、その担い手である市民、事業者、民間団体及び市が協働し、緑を守り、つくり、育てていく必要があります。

このためのしくみづくりを推進します。

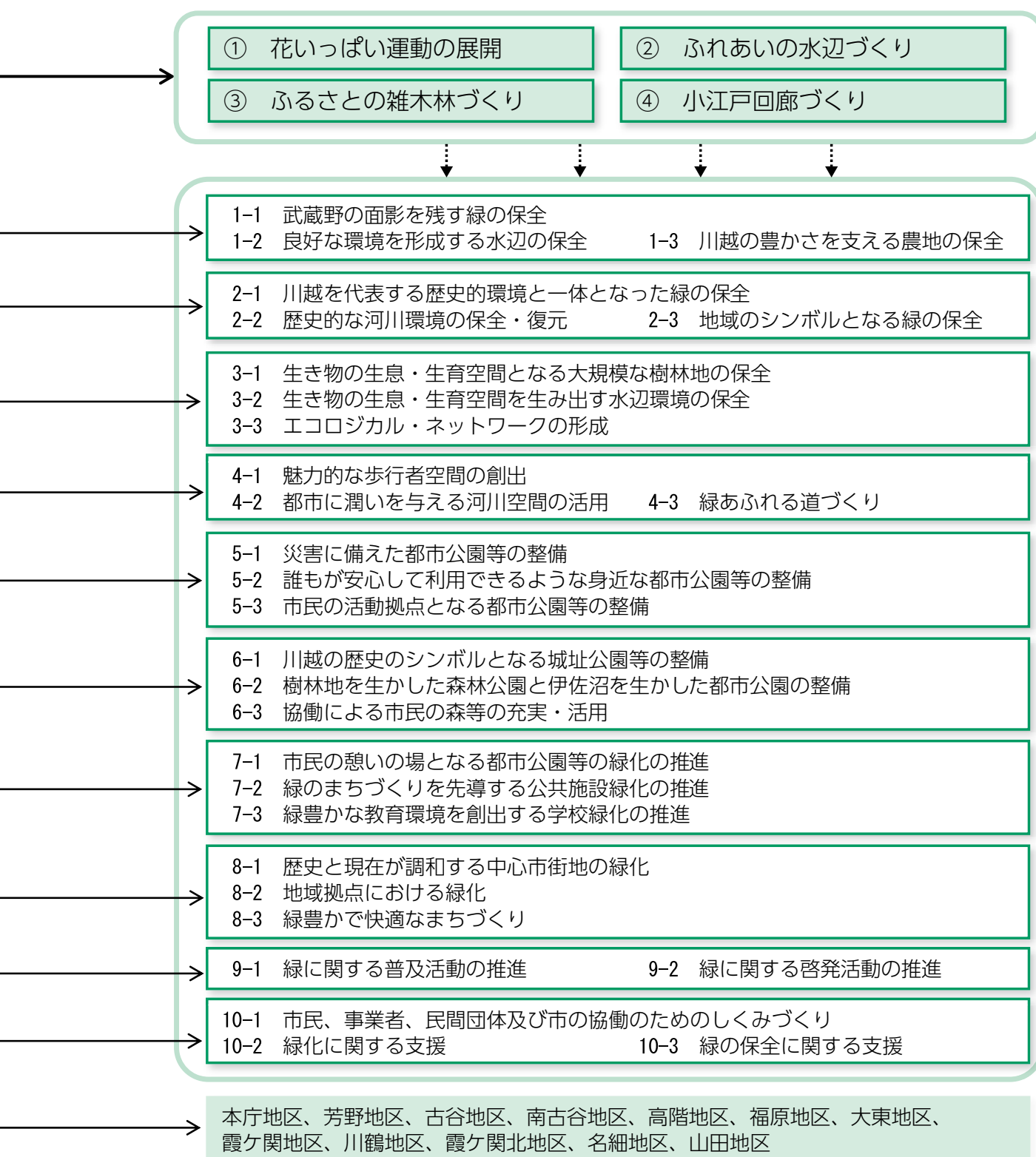


4 計画の体系と緑の将来像

計画の体系

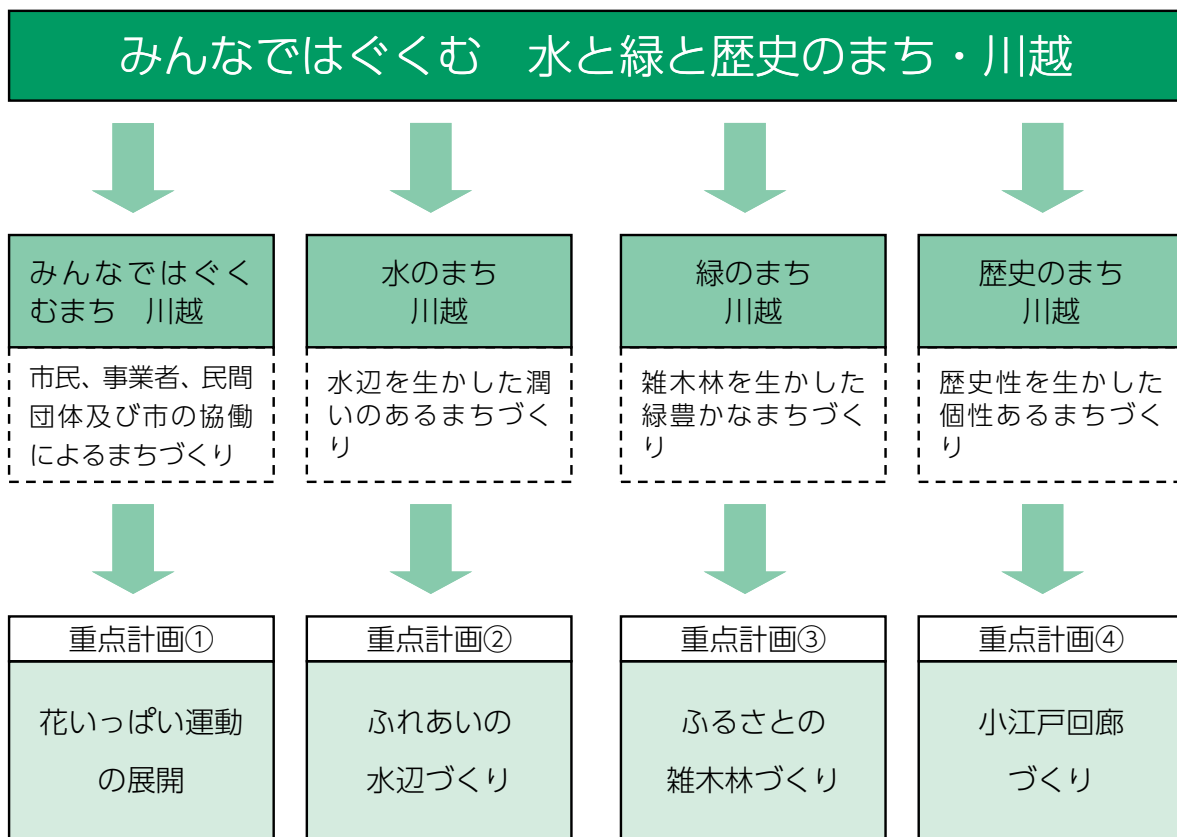


計画の基本姿勢を先導する計画を「重点計画」として、また、基本方針を実現するための具体的な計画を「個別計画」として、さらに、地区ごとの緑に関する方針を示す計画を「地区別計画」として、本計画を構成します。



●重点計画について

重点計画は、計画の基本姿勢に示される「みんなで（市民、事業者、民間団体及び市の協働）はぐくむ」まち、「水」のまち、「緑」のまち、「歴史」のまちといったキーワードをそれぞれ展開したものです。



《重点計画① 花いっぱい運動の展開》

市民、事業者、民間団体及び市の協働による花いっぱい運動の展開を推進します。

《重点計画② ふれあいの水辺づくり》

荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や伊佐沼等の水辺を、市民が自然とふれあう場として保全・活用します。

《重点計画③ ふるさとの雑木林づくり》

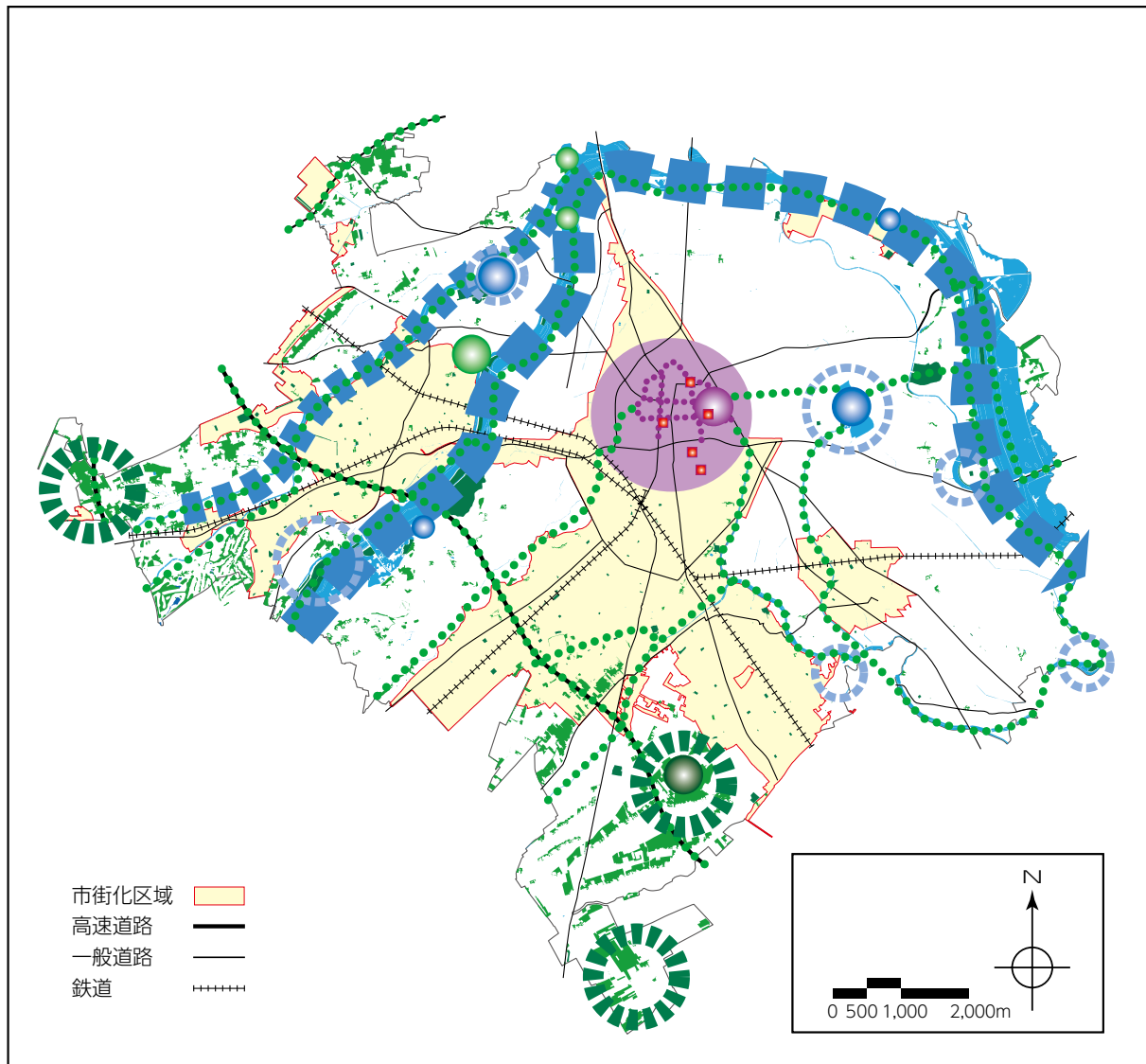
市内に点在する大規模な樹林地を“ふるさとの雑木林”として、未来に残し育てていくシンボルとして位置付け、保全・活用します。

《重点計画④ 小江戸回廊づくり》

中心市街地の多くの歴史的文化的遺産を活用した拠点や休息空間の整備を図るとともに、これらをつなぐ快適な歩行者空間（小江戸回廊）の形成を図ります。

※重点計画の具体的な取組は、個別計画の中に **重点** マークをつけて示しています。

■緑の将来像



ふれあいの水辺づくり

荒川、入間川、小畔川等の河川や伊佐沼等の水辺を、市民が自然とふれあう場として保全・活用します。



ふれあいの水辺拠点の整備



伊佐沼公園、なぐわし公園、池辺公園等の整備



良好な河川環境の保全

ふるさとの雑木林づくり

市内に点在する大規模な樹林地を“ふるさとの雑木林”として、未来に残し育てていくシンボルとして位置付け、保全・活用します。



ふるさとの雑木林の保全・整備を重点的に行う地区



樹林地の保全



(仮称) 川越市森林公園の整備

小江戸回廊づくり

中心市街地の多くの歴史的文化的遺産を活用した拠点や休息空間の整備を図るとともに、これらをつなぐ快適な歩行者空間の形成を図ります。



小江戸回廊づくりを行う区域

回廊の形成



初雁公園の整備



歴史的遺産と一体となった緑の保全



その他の都市公園の整備



(既存都市公園)



緑道等ネットワーク化

■ 緑の持つ機能

私たちを取り巻く環境は、温室効果ガスの増大による地球温暖化、都市化によるヒートアイランド現象等、様々な問題を抱えています。それは台風の巨大化や局所的な集中豪雨の発生等、既に各地で災害をもたらしています。また、生き物の生息・生育環境の悪化、野生生物による農作物や人への被害等も発生しています。既存の緑を保全し、コンクリートやアスファルトで囲まれた都市に緑を創出し、多くの生き物たちにも優しい環境をつくっていくことは、このような環境問題の解決につながっていきます。

一方、緑の効果は環境面だけでなく人間の心の安定にも深い関わりがあります。人々が真に生活の豊かさを実感でき、快適で安全な生活を送るためにも、緑の保全と都市の緑化を進めていく必要があります。

ここで、緑の持つ機能について整理をすると以下のような役割があると考えられます。

《都市気象の緩和機能》

植物は、空気中の二酸化炭素や窒素酸化物等を吸収する働きや、光合成により酸素を供給する働きがあります。また、植物には水分の蒸散作用があるため、都市部の気温が周辺部の気温より高くなるヒートアイランド現象を抑え、悪化する都市の気象を緩和します。

《自然生態系の維持機能》

森林や水辺地等は、生き物たちの生息地（ビオトープ）となっています。生態系の維持や種の保存など生物多様性を保全する上で、緑は不可欠な要素となっています。

《レクリエーション機能》

私たちに各種のスポーツや散策、イベントなど様々な種類のレクリエーションの場を提供してくれます。

《心理的な機能》

潤いある町並みや都市空間、個性的なふるさとの顔や魅力ある景観をつくれます。また、緑のある空間は、私たちに精神的な安らぎや豊かさをもたらしてくれます。

《防災機能》

土砂崩れを防ぐ効果があるほか、雨水を貯めておく機能があることから洪水を防止する働きもあります。また、災害時には、公園やまとまりのある緑地は避難場所として、緑化されたある程度の幅員をもつ道路は延焼・類焼防止機能等を有する安全な避難路として大切な役割を担います。

《教育的な機能》

多種多様な生き物の生息・生育空間となることから、これらの様々な生き物に対する知識や自然環境に対する人間の働きかけを学ぶための環境学習の場として、大切な役割があります。

《経済的な機能》

森林は、私たちの生活に必要な建築物、紙、家具等の材料や薪・炭といった燃料となる木材等を供給してくれます。また、農地は穀物、野菜、果物等の食料や花等を供給してくれます。

●緑の指標について

本計画では、計画の実効性の確保に資するため、基本方針ごとに関連する取組の状況等を示す指標を設定しました。

この指標を活用した進行管理を行うことにより、計画の総合的かつ計画的な推進を図ります。

■緑の指標・目標値の一覧

1 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもります ～緑をまもる～				
緑の指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な取組
樹林地の面積 (㎡)	3,614,000	—	—	1-1-1)、1-1-10)
樹林地の公有地化面積 (㎡)	97,090	—	—	1-1-8)、1-1-12)
緑地面積 (ha)	2,830	—	—	1-1-4)、1-1-12)
保存樹木数 (本)	228	290	340	1-1-11)
市民の森など法令等による指定面積 (㎡)	1,019,768	1,583,960	2,000,000	1-1-9)、1-1-10)
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数 (経営体)	36	150	200	1-3-5)
市指定天然記念物数 (本)	8	—	—	2-3-2)
多自然型護岸の延長 (m)	20,763.18	—	—	3-2-1)
ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数 (箇所)	4	5	6	3-3-2)
2 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります ～緑をつくる～				
緑の指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な取組
市民花壇累計指定数 (箇所)	74	104	129	4-1-4)、7-1-1)
1人当たりの都市公園面積 (㎡)	4.66	5.10	6.79	5-2-4)、5-3-3)
都市公園数 (箇所)	303	321	336	5-2-4)、5-3-3)
緑地面積 (ha) 【再掲】	2,830	—	—	6-2-1)、7-2-2)
公共施設の接道部緑化率 (%)	77	90	100	7-1-2)、7-2-2)
緑化本数 (本/年)	1,320	—	—	7-2-2)、8-3-1)
3 水と緑のまちをそだてます ～緑をはぐくむ～				
緑の指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な取組
緑に関する講座数 (回/年)	4	—	—	9-2-1)
緑に関する体験イベント数 (回/年)	1	3	5	9-2-1)
新規大規模公園整備時のワークショップ開催率(%)	—	100	100	10-1-3)



個別計画

基本方針1

川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもりまします ～緑をまもる～

都市の骨格を形成し、川越の独自性を生かしつつ都市と自然環境との調和のとれた空間を形成するため、歴史的環境と一体となった緑、樹林地、農地、河川等の豊かな水と緑の空間を保全します。

目 標

緑の指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な取組
樹林地の面積 (㎡)	3,614,000	—	—	1-1-1) 1-1-10)
固定資産税概要調書に基づく、地目別土地（山林）の面積				
樹林地の公有地化面積 (㎡)	97,090	—	—	1-1-8) 1-1-12)
（仮称）川越市森林公園、池辺公園及び環境政策課所管の寄附地の合計面積				
緑地面積 (ha)	2,830	—	—	1-1-4) 1-1-12)
法、条例等の指定を受けた樹林地、農業振興地域、公共施設緑地、生産緑地、都市公園、樹林地の公有地化面積、児童遊園及び環境政策課所管の寄附地の合計面積				
保存樹木数 (本)	228	290	340	1-1-11)
川越市保存樹木等の指定等に関する要綱に基づく、保存樹木の指定本数				
市民の森など法令等による指定面積 (㎡)	1,019,768	1,583,960	2,000,000	1-1-9) 1-1-10)
市民の森、保存樹林及びふるさとの緑の景観地の合計面積				
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数（経営体）	36	150	200	1-3-5)
人・農地プラン*で位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数				
市指定天然記念物数（本）	8	—	—	2-3-2)
川越市文化財保護条例に基づいて指定された天然記念物の数				
多自然型護岸の延長 (m)	20,763.18	—	—	3-2-1)
多自然型で整備された河川護岸の総延長				
ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数(箇所)	4	5	6	3-3-2)
ビオトープ的要素を取り入れて整備した都市公園の箇所数				

* 人・農地プラン：農業における人と農地の問題を解決するため、地域の話し合いを基に地域における農業プラン（未来設計図）を市が作成するもの。

1 水と緑と農地の保全

1-1 武蔵野の面影を残す緑の保全

1) 樹林地の一体的な保全 **重点3**

○福原地区、霞ヶ関地区等に位置する樹林地の一体的な保全に努め、緑の骨格の形成を図ります。

2) 市民等との協働による樹林地の保全・管理 **重点3** **環境基本計画4-1-11)** p.66

○樹林地については、市民、事業者及び民間団体との協働による保全・管理に努めます。

3) 緑・アメニティ拠点の形成 **環境基本計画4-1-1)** p.66

4) 緑を保全する地区の指定 **環境基本計画4-1-2)** p.66

5) 市民緑地 **環境基本計画4-1-3)** p.66

6) ふるさとの緑の景観地 **環境基本計画4-1-4)** p.66

7) 広域的な取組の推進 **環境基本計画4-1-5)** p.66

8) 緑の基金による保全 **環境基本計画4-1-6)** p.66

9) 市民の森の指定 **環境基本計画4-1-7)** p.66

10) 保存樹木の指定 **環境基本計画4-1-8)** p.66

11) 保存樹木の指定 **環境基本計画4-1-9)** p.66

12) 公園としての樹林地の保全・活用 **環境基本計画4-1-10)** p.66

1-2 良好な環境を形成する水辺の保全

1) 河川環境の保全 **重点2** **環境基本計画4-2-1)** p.67

○本市の環境基盤を構成する荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や田園地帯の水路を保全し、良好な河川環境を維持します。

2) 湧水地の保全・復活 **重点2** **環境基本計画4-2-2)** p.67

○湧水地周辺や台地上などで保水・涵養機能を有する樹林地、農地等の保全と緑化の推進を図ります。

○都市公園や街路等において、雨水浸透施設の導入を推進します。

1-3 川越の豊かさを支える農地の保全

1) 農地の保全と田園景観の維持

○本市の豊かさを支える基盤となっている市街地を取り巻く農地については、環境保全型農業*や地産地消等による農業の振興を図り、農地の保全と良好な田園景観の維持に努めます。

2) 生産緑地の保全

○市街地内に位置する身近で多面的機能を有する農地（生産緑地*）の保全に努めます。

3) 農地の保全と活用

○市街地内の農地の保全のため、市民農園の開設を支援します。

4) 環境保全型農業の促進と雑木林の保全 **重点3** **環境基本計画4-2-3)** p.67

○農薬の取扱いや適正管理について農業者へ啓発を促すとともに、減農薬、減化学肥料、有機質堆肥の利用方法等、環境保全型農業の普及を図ります。

○雑木林の落ち葉を堆肥として利用する有機農法等、環境保全型農業の普及を図ります。

○生態系に配慮し、周辺環境との調和を図る環境保全型農業を促進します。

○農業及び農地の持つ環境保全機能について啓発します。

5) 農業後継者の育成 **環境基本計画4-2-4)** p.67

6) 地産地消による農業の振興 **環境基本計画4-2-5)** p.67

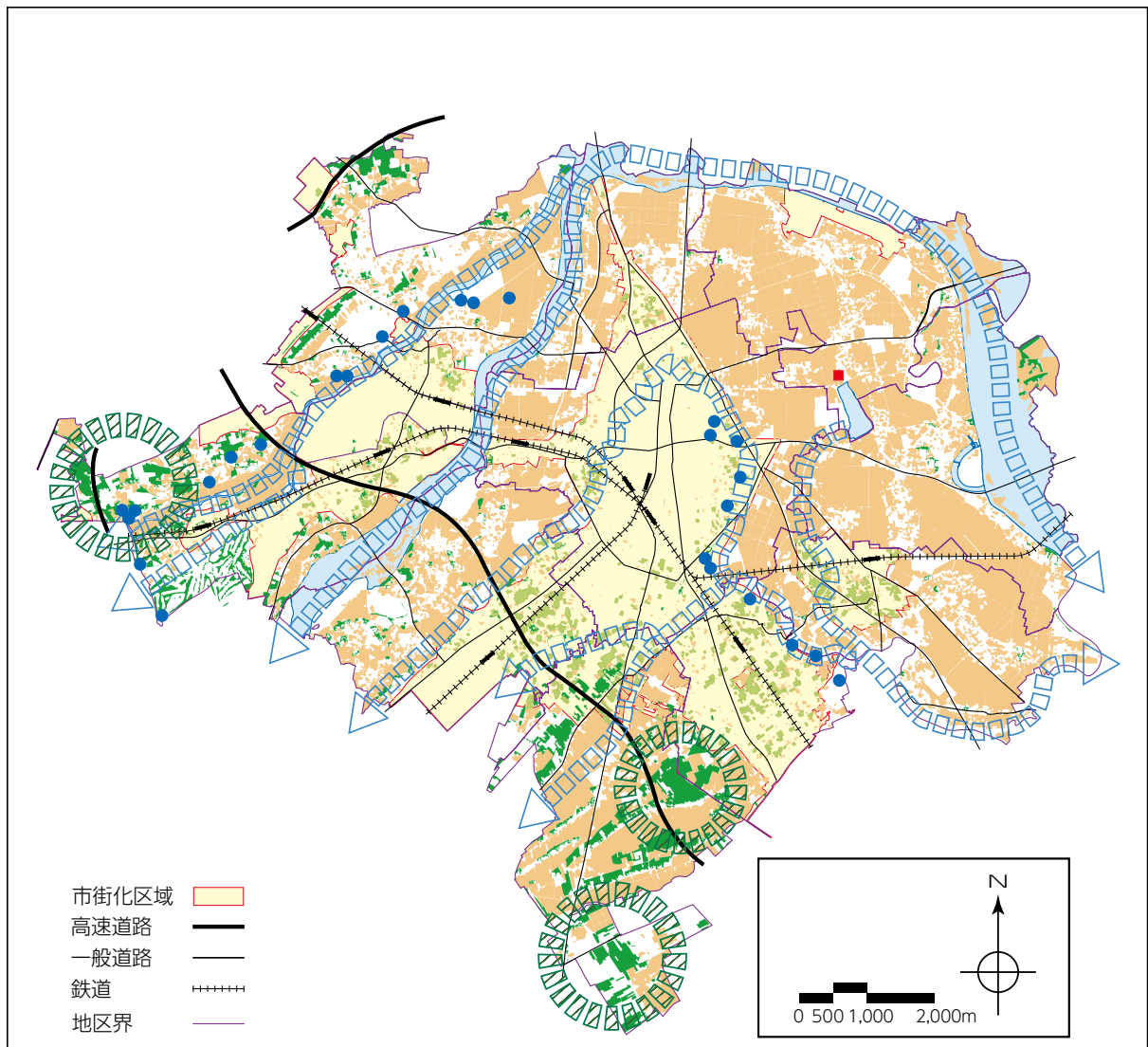
7) 農業とのふれあいの場の確保 **環境基本計画4-2-6)** p.67

8) 生産緑地の保全、休耕農地の活用 **環境基本計画4-2-7)** p.67

* 環境保全型農業：可能な限り環境に負荷を与えない農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。

* 生産緑地：市街化区域内において、災害の防止、都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された土地のこと。

■水と緑と農地の保全



実現のための取組	施策	計画	現況
武蔵野の面影を残す緑の保全	樹林地の一体的な保全		
良好な環境を形成する水辺の保全	河川環境の保全		
	湧水地の保全・復活		
川越の豊かさを支える農地の保全	農地の保全と田園景観の維持		
	生産緑地の保全		
	農業とのふれあいの場の確保		

2 歴史的環境の保全

2-1 川越を代表する歴史的環境と一体となった緑の保全

1) 歴史的文化的遺産と一体となった緑の保全

- 本市を代表する喜多院、川越城本丸御殿等の歴史的文化的遺産と一体となった緑の保全に努めます。

2) 歴史的景観の保全

- 歴史的風致維持向上計画の重点区域内の都市景観形成地域*では、地域の住民との協働により定めたルールに沿って歴史的景観の保全に努めます。
- 都市景観形成地域の新規指定について検討を進めます。



■喜多院

2-2 歴史的な河川環境の保全・復元

1) 新河岸川沿いの緑の保全

- 川越の発展を支えてきた良好な河川環境を形成する新河岸川沿いの仙波河岸、下新河岸等の河岸跡*と一体となった緑や河岸林等を保全します。
- 新河岸川の河川改修等に当たっては、良好な河川環境の維持・復元に努めます。

2-3 地域のシンボルとなる緑の保全

1) 巨木・銘木・伝承木の保全

- 並木の大クス、鯨井のヒイラギ、下小坂の大ケヤキ等に代表される巨木・銘木・伝承木を保全します。

2) 社寺林、屋敷林等の保全

- 各地の社寺林、集落の屋敷林等の保全制度の充実を図ります。

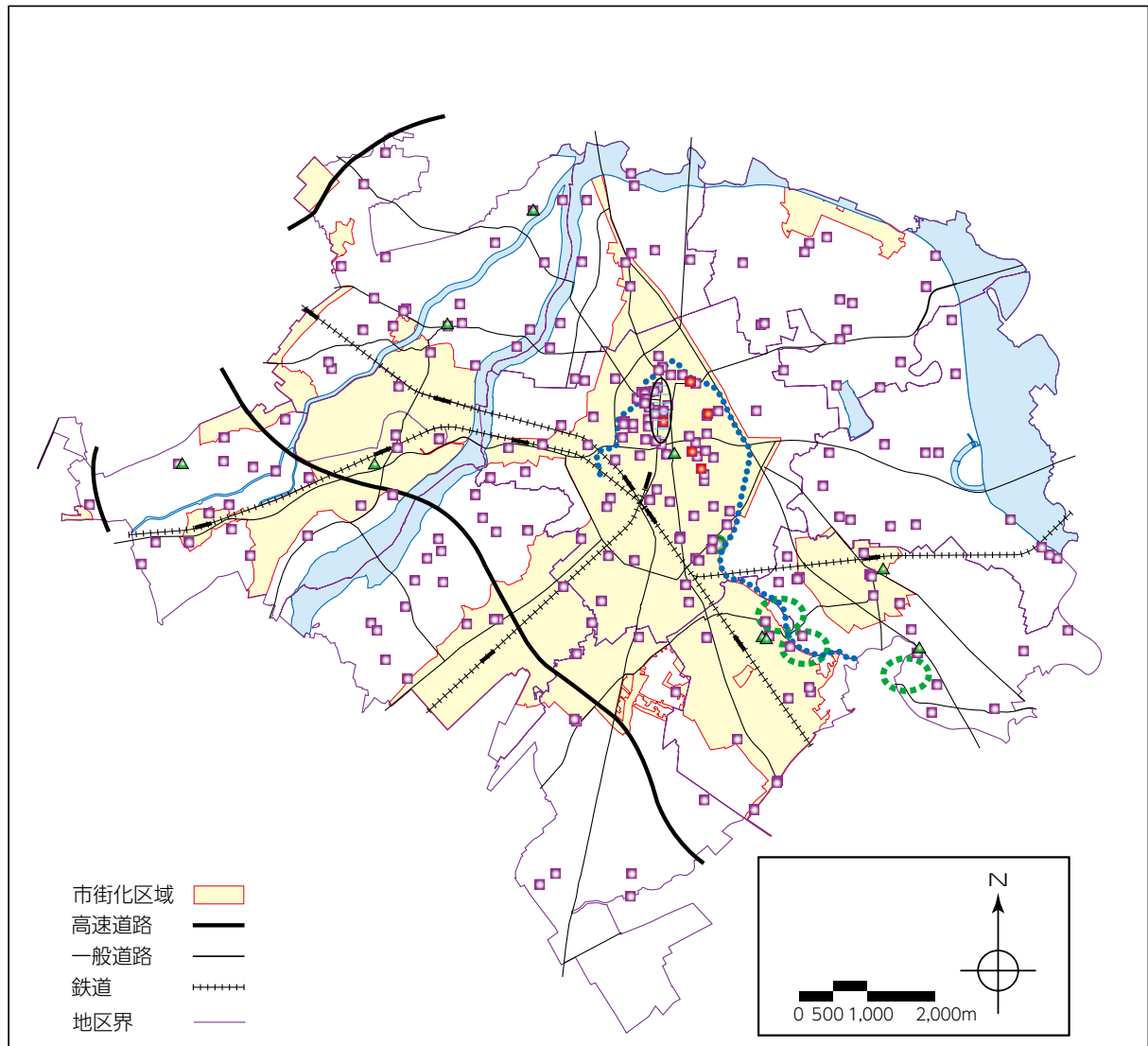


■並木の大クス

*都市景観形成地域：川越の特色を表す地域やこれからの川越の都市景観を創出していく地域を指定し、それぞれの地域の都市景観の特性を考慮しながら、地域の方々と行政が協働しながら、重点的、かつ、きめ細かに都市景観の形成を図る地域のこと。

*河岸跡：河川の岸辺で、舟から人や荷物の揚げ降ろしをした場所を河岸といい、その跡地のことをいう。

■ 歴史的環境の保全



実現のための取組	施策	計画	現況
川越を代表する歴史的環境と一体となった緑の保全	歴史的文化的遺産と一体となった緑の保全		
	歴史的景観の保全		
歴史的な河川環境の保全・復元	河岸跡と一体となった緑や河岸林の保全		
	良好な河川環境の維持・復元		
地域のシンボルとなる緑の保全	巨木・銘木・伝承木の保全		
	社寺林、屋敷林等の保全		

3 生き物の生息・生育空間となる緑の保全

3-1 生き物の生息・生育空間となる大規模な樹林地の保全

1) 樹林地の一体的な保全

- 福原地区、霞ヶ関地区等に位置する大規模な樹林地は、生き物の重要な生息・生育空間となることから、これらの一体的な保全に努めます。
- 本市と所沢市、狭山市及び三芳町にまたがる「くぬぎ山地区」は県内の樹林地としても有数の規模であり、その重要度も高いことから、県や関係市町と連携を図りながら保全に努めます。



■福原地区の大規模な樹林地

3-2 生き物の生息・生育空間を生み出す水辺環境の保全

1) 水辺の保全

- 荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や伊佐沼、びん沼、古谷湿地、寺尾調節池等、多様な生き物にとって良好な生息の場となる水辺環境の保全に努めます。
- 河川改修や水路整備に当たっては、多自然型整備を採用する等、生物多様性に配慮した良好な河川環境の維持・復元に努めます。

2) 湧水地の保全

- 湧水地においては、周辺の緑の保全・回復と合わせ、多様な生き物の生息・生育空間を保全します。

3-3 エコロジカル・ネットワークの形成

1) 連続的な緑の保全

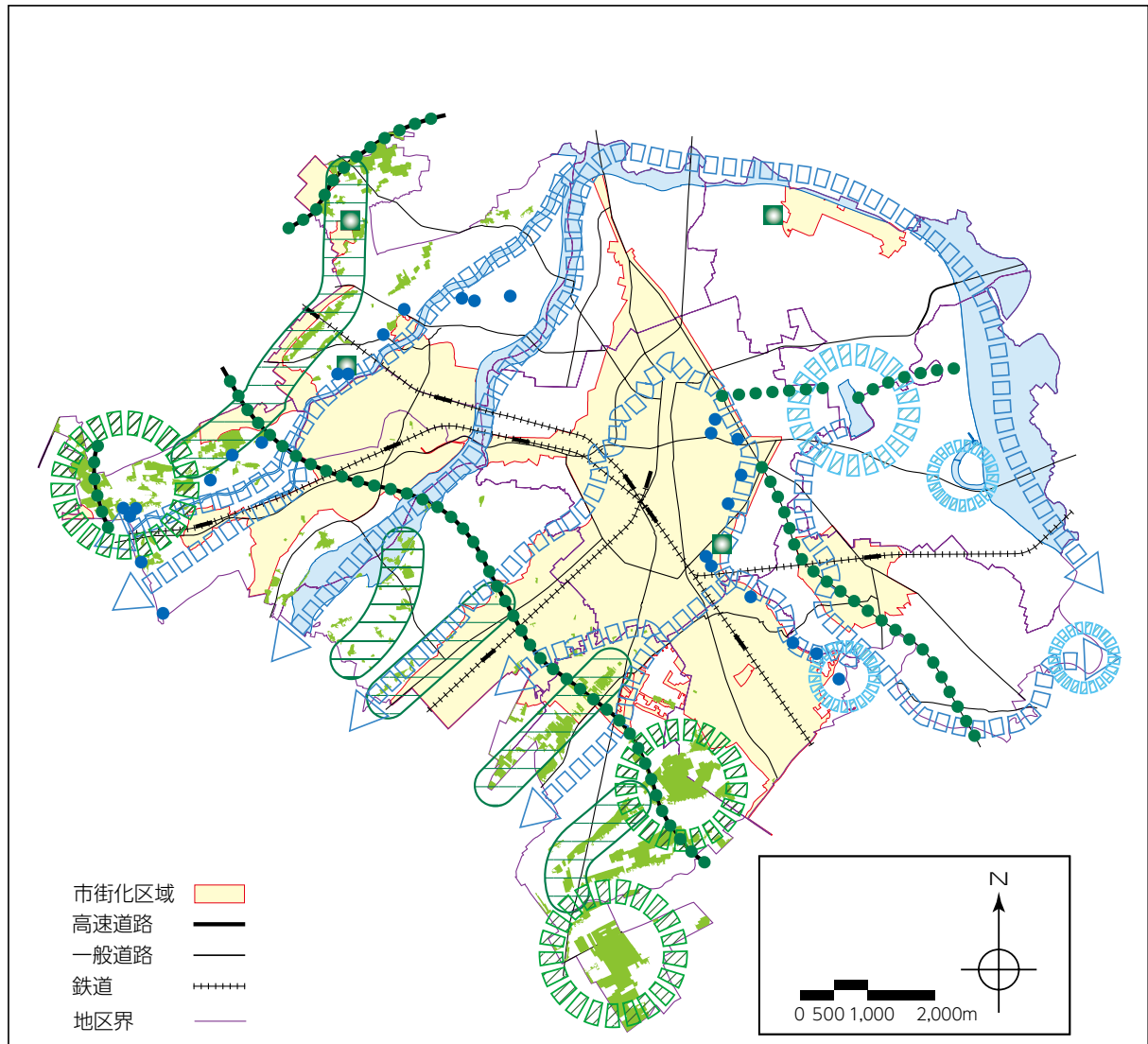
- エコロジカル・ネットワーク*形成のため、福原地区の連続的な緑や高階地区、大東地区等に点在する緑を一体的に保全します。
- 関越自動車道や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の側道部、緑道等においては、生き物の移動・休息空間の提供や周辺の生き物の生息・生育空間の連続性等に配慮した整備を検討していきます。

2) 市街地におけるビオトープの整備

- 市街地において生き物の移動・休息空間を提供し、併せて環境学習の場として活用できるよう、ビオトープの整備に努めます。

*エコロジカル・ネットワーク：人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的につないだ生態系のネットワーク。

■生き物の生息・生育空間となる緑の保全



実現のための取組	施策	計画	現況
生き物の生息・生育空間となる大規模な樹林地の保全	樹林地の一体的な保全		
生き物の生息・生育空間を生み出す水辺環境の保全	水辺環境の保全		
	良好な河川環境の維持・復元		
	湧水地と一体となった緑の保全		
エコロジカル・ネットワークの形成	移動・休息空間となる緑の保全		
	生息・生育空間の連続性等に配慮した緑道等		
	ビオトープの整備		



基本方針2

歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくります ～緑をつくる～

本市の特性である歴史的・文化的な環境を積極的に生かしていくために、自然や歴史を取り込んだ都市公園等の整備や、道路・河川の緑化を推進します。これによって、水と緑のネットワークの形成を図り、川越らしい歴史と調和したまちづくりに努めます。

目 標

緑の指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な取組
市民花壇累計指定数（箇所）	74	104	129	4-1-4) 7-1-1)
川越市市民花壇指定要綱に基づき、新たに指定された市民花壇の数				
1人当たりの都市公園面積（㎡）	4.66	5.10	6.79	5-2-4) 5-3-3)
市民1人当たりの都市公園面積				
都市公園数（箇所）	303	321	336	5-2-4) 5-3-3)
市内で開設している都市公園の箇所数				
緑地面積（ha）【再掲】	2,830	—	—	6-2-1) 7-2-2)
法、条例等の指定を受けた樹林地、農業振興地域、公共施設緑地、生産緑地、都市公園、樹林地の公有地化面積、児童遊園及び環境政策課所管の寄附地の合計面積				
公共施設の接道部緑化率（％）	77	90	100	7-1-2) 7-2-2)
市内公共施設における接道部の緑化率				
緑化本数（本／年）	1,320	—	—	7-2-2) 8-3-1)
苗木配布事業、緑の募金交付金緑化事業（家庭募金・一般募金）等で配布または植栽した樹木の本数				

4 水と緑のネットワークの形成

4-1 魅力的な歩行者空間の創出

1) 路地空間の整備

○歴史的町並みに息づく路地空間を活用した魅力的な歩行者空間の創出に努めます。

2) 歴みちの整備 **重点4**

○一番街の蔵造りや菓子屋横丁等の伝統的建造物の保全・活用を図るとともに、周辺の歩行者空間の環境改善を図るため、歴史的地区環境整備街路事業（歴みち事業*）を推進します。

3) ポケットパークの整備 **重点4**

○川越の歴史を探索する歩行者の休息空間として、交差点等の道路沿いの小スペースを有効に活用したポケットパークの整備を図ります。

4) 市民花壇の推進 **重点1**

○道路緑化や道路の余剰地等を活用したポケットパークの整備に努め、その中で市民花壇による花いっぱい運動を展開します。

5) 歴史と水と緑の回廊の整備 **環境基本計画5-1-2)** p.69

4-2 都市に潤いを与える河川空間の活用

1) 河川における緑化の推進

○河川空間において、花いっぱい運動を展開します。 **重点1**

○伊佐沼、びん沼、古谷湿地、寺尾調節池等の水辺の拠点をつなぐ河川等の緑化や親水空間としての利用を推進します。 **重点2**

○新河岸川を歴史的文化的遺産や休息空間を連絡する親水拠点として緑地化を促進するとともに、河川空間の緑化を進めます。 **重点4**

2) 河川空間を活用した都市公園等の整備

○荒川、入間川、小畔川、新河岸川等において、都市公園等の整備を図ります。 **重点2**

○緑豊かな川づくりの拠点となる河川親水拠点の整備を図ります。

○河川改修時に発生する残地を活用した緑地整備を推進します。

○河川に公園が隣接する場合は、一体的な整備を検討します。

3) 河川空間利用の促進 **環境基本計画5-1-3)** p.69

4) 親水空間の整備 **環境基本計画5-1-4)** p.69

4-3 緑あふれる道づくり

1) 道路緑化・緑のネットワーク化の推進

○中心市街地の初雁公園等の拠点と伊佐沼をつなぐ道路緑化など緑のネットワーク化を推進します。 **重点2**

○歴史的拠点や休息空間をつなぐ道路緑化を推進します。 **重点4**

○良好な歩行者空間としての緑道やコミュニティ道路の整備について検討します。 **重点4**

○植栽可能な幅員を持つ都市計画道路等の緑化に努めます。

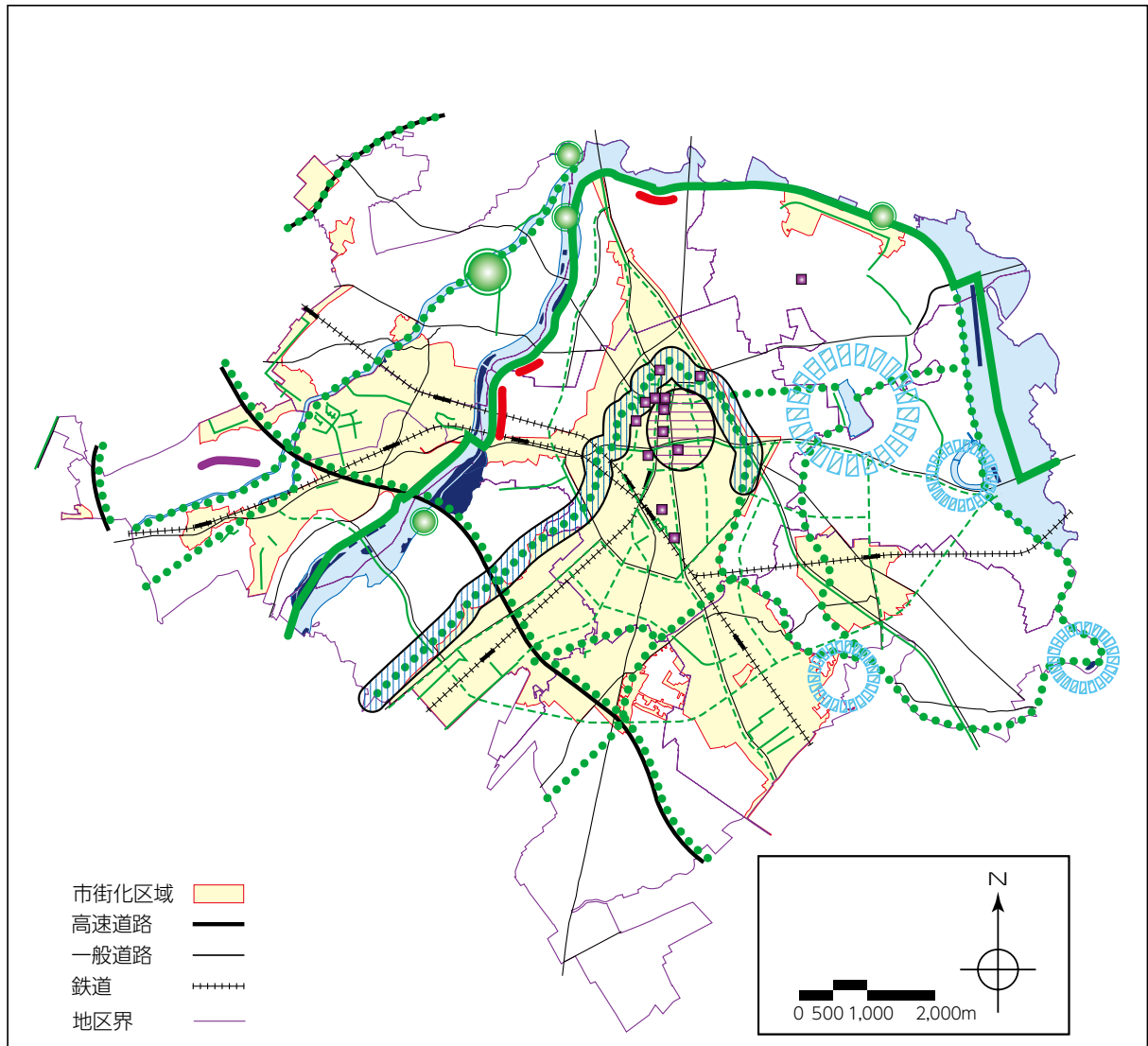
2) 協働による道路緑化の推進

○安心して歩ける緑道やコミュニティ道路の整備について検討します。

○道路の緑化やその維持管理を市民等との協働のもとに取り組みます。

* 歴みち事業：歴史的地区環境整備街路事業の略称で、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る街路整備。

■水と緑のネットワークの形成



実現のための取組	施策	計画	現況
魅力的な歩行者空間の創出	魅力的な歩行者空間の創出		
都市に潤いを与える 河川空間の活用	河川における緑化の推進		
	河川空間を活用した都市公園等の整備		
	良好な河川空間の維持		
緑あふれる道づくり	道路緑化の推進		
	緑道等の整備		
	市民協働の道路緑化・維持管理		

5 身近で安全・安心な都市公園等の整備

5-1 災害に備えた都市公園等の整備

1) 指定緊急避難場所となる公園等の整備

○災害時における市民の安全性確保のため、指定緊急避難場所となる公園等の整備を推進します。

2) 公園等の防災機能の強化

○既存の公園等についても、災害備蓄庫やトイレの設置等、防災面での機能強化を図ります。

3) 公園等の緑の充実

○指定緊急避難場所となる公園等では、延焼・類焼防止のための緑の充実を図ります。

4) 拠点となる公園等の整備

○災害時には、円滑な救援活動や物資輸送等の拠点として活用することを視野に入れた公園等の整備を図ります。

5-2 誰もが安心して利用できるような身近な都市公園等の整備

1) 魅力ある公園の整備

○公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを図ります。

○既存の公園については、適切な管理を行うとともに、利用しやすい公園づくりに向けた施設のリニューアルやユニバーサルデザイン*化を図ります。

○官民連携や市民参加など、多様な担い手の参加による公園づくりを検討します。

2) 公園施設の長寿命化

○公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の維持管理に努めます。

3) 調整池の活用

○土地区画整理事業等に伴い設置される調整池は公園等として活用を図ります。

4) 住区基幹公園の整備 **環境基本計画5-2-1)** p.69

5-3 市民の活動拠点となる都市公園等の整備

1) なぐわし公園の整備 **重点2**

○子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、なぐわし公園の整備を引き続き推進します。

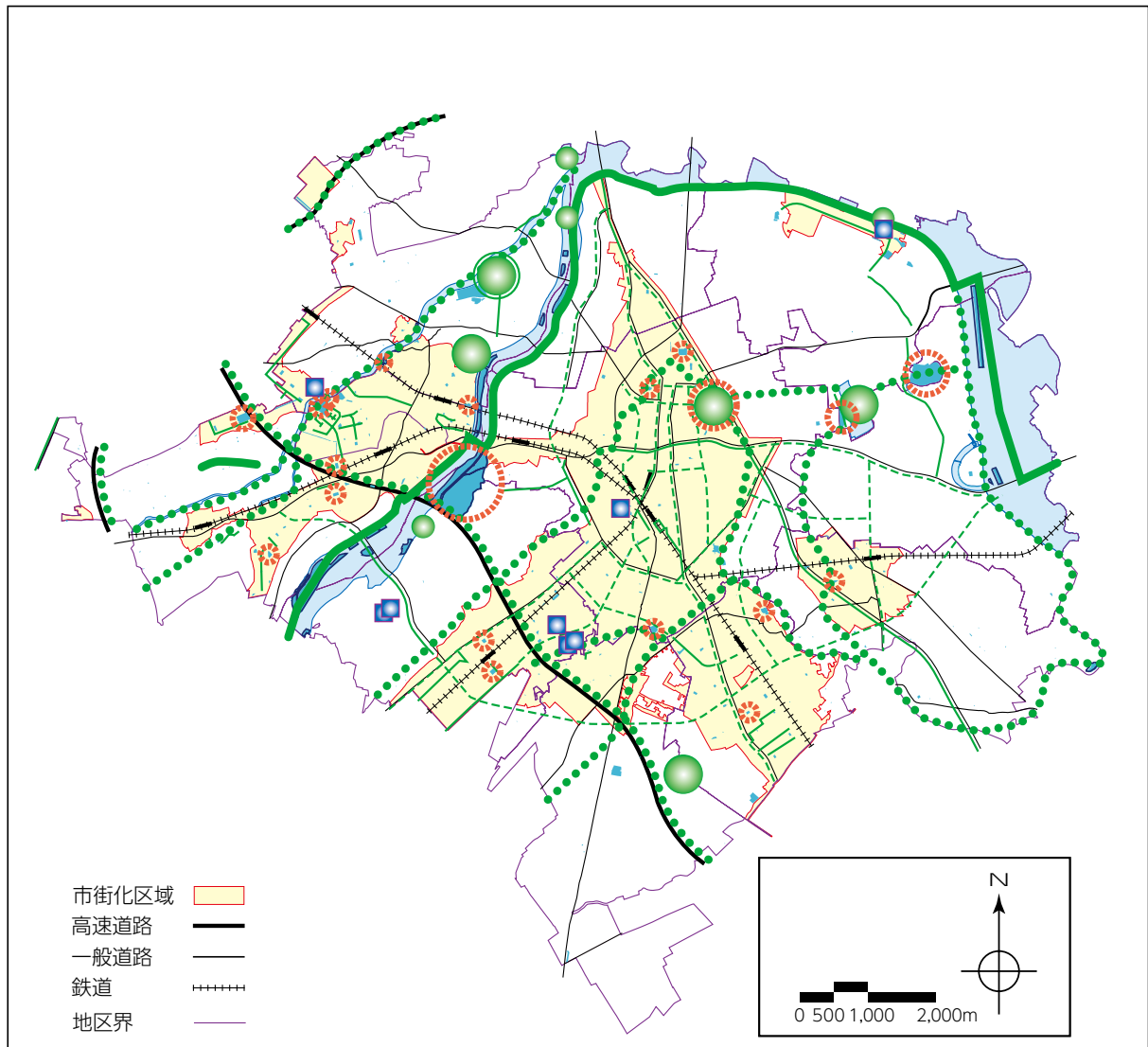
2) 河川敷を利用した公園の整備 **重点2**

○本市を取り巻く入間川の河川敷を利用した公園の整備を検討します。

3) 都市基幹公園の整備 **環境基本計画5-2-2)** p.69

*ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

■身近で安全・安心な都市公園等の整備



実現のための取組	施策	計画	現況
災害に備えた都市公園等の整備	防災に資する都市公園等の整備		避難場所 20ヶ所
	公園等の緑の充実		
	道路緑化の推進		
	緑道等		
誰もが安心して利用できるような身近な都市公園等の整備	誰もが安心して利用できる都市公園等の整備		
	調整池の活用		
市民の活動拠点となる都市公園等の整備	なぐわし公園の整備		
	河川敷を利用した公園の整備		

6 歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備

6-1 川越の歴史のシンボルとなる城址公園等の整備

1) 川越城址の整備・活用 重点4

○川越城富士見櫓を含む川越城址については、城址公園としての整備を検討します。また、観光や教育の場となる公園として活用することを検討します。

2) 歴史的文化的遺産の保全 重点4

○歴史に培われた市街地の魅力を高めるために、川越城本丸御殿や時の鐘等に代表される市街地内の歴史的文化的遺産の保全を図ります。

3) 国指定史跡河越館跡の整備

○国指定史跡となっている河越館跡について、史跡河越館跡整備基本計画に基づいて引き続き整備を推進します。

6-2 樹林地を生かした森林公園と伊佐沼を生かした都市公園の整備

1) (仮称) 川越市森林公園の整備 重点3 環境基本計画5-2-3) p.70

○本市南部にある武蔵野の面影を残す雑木林を保全するとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として整備を図ります。

○先行して公有地化した雑木林は、市民の憩いの場として有効活用を図ります。



■ (仮称) 川越市森林公園

2) 伊佐沼及び伊佐沼公園の整備 重点2 環境基本計画5-2-4) p.70

○伊佐沼周辺の水、花、緑の豊かな自然環境を活用し、市民の憩いの場やレクリエーションの場として整備を図ります。

○市民の身近な水辺空間の再生のため、伊佐沼の良好な水質の回復を図るとともに、伊佐沼に群生していたハスやヨシの再生を推進します。

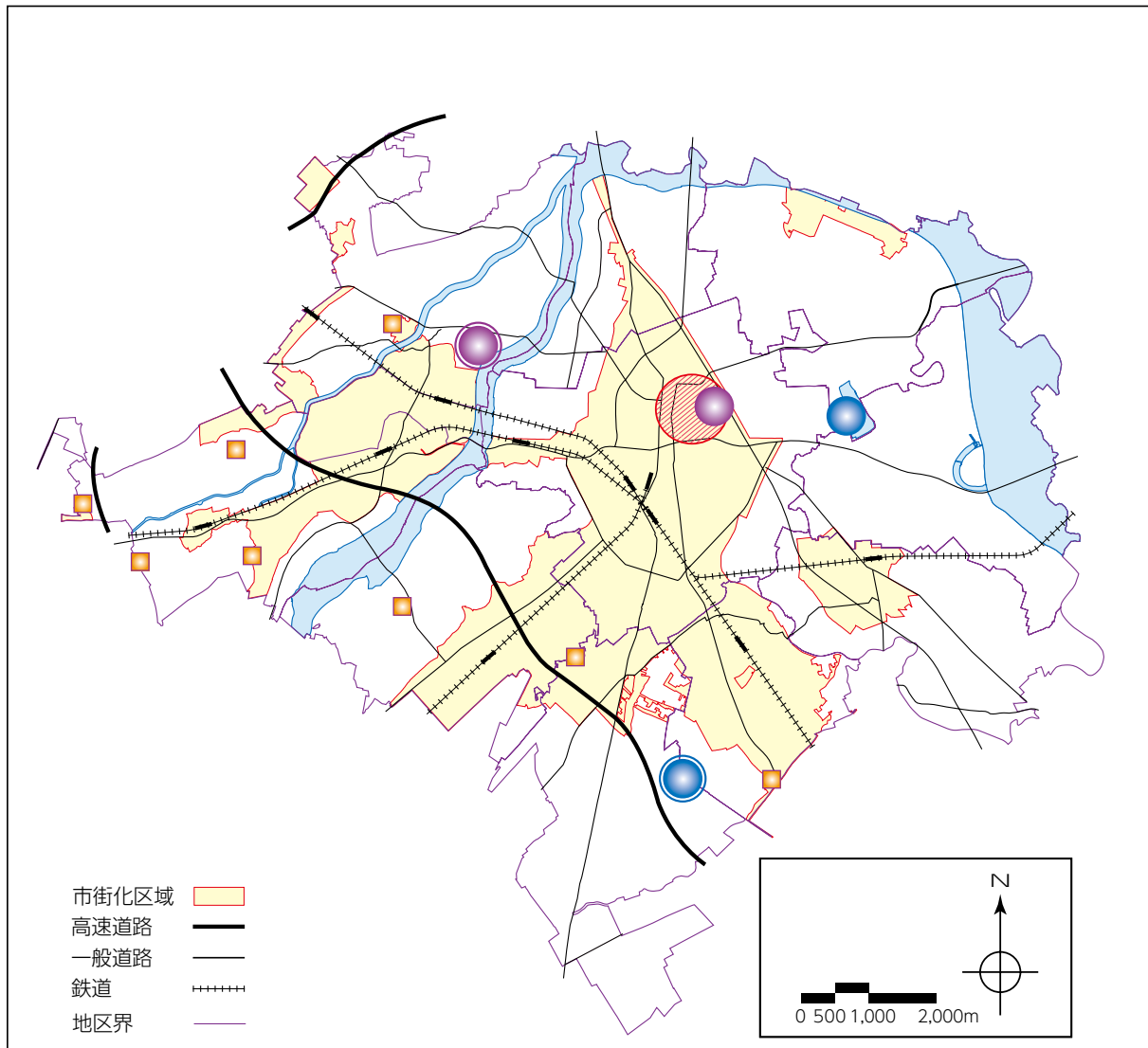
○伊佐沼公園の整備と連携して、市民の農業とのふれあいの場となる農業ふれあいセンターの活用を図ります。

6-3 協働による市民の森等の充実・活用

1) 協働による市民の森等の充実・活用

○市民の憩いの場として、民有の樹林地を市民の森等に指定し、その維持管理を市民等と協働で行うなど、活用を図ります。

■歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備



実現のための取組	施策	計画	現況
川越の歴史のシンボルとなる 城址公園等の整備	川越城址の整備・活用	●	
	歴史的文化的遺産の保全		●
	国指定史跡河越館跡の整備	●	
樹林地を生かした森林公園と伊佐沼 を生かした都市公園の整備	(仮称)川越市森林公園の整備	●	
	伊佐沼及び伊佐沼公園の整備	●	
協働による市民の森等の 充実・活用	市民の森等の指定		■

7 公共施設緑化の推進

7-1 市民の憩いの場となる都市公園等の緑化の推進

1) 花いっぱい運動の展開 **重点1**

○都市公園等において、市民花壇を設置するなど、花いっぱい運動を展開します。

2) 接道部の緑化

○都市公園等の緑化に当たっては、見通しの良い防犯性の高い公園にすることに配慮しつつ、同時に、目に触れる機会の多い接道部の緑化を図ります。

3) シンボルツリーの植樹

○都市公園等において、地域のシンボルとなる樹木の植樹に努めます。

7-2 緑のまちづくりを先導する公共施設緑化の推進

1) 花いっぱい運動の展開 **重点1**

○公共施設等において、市民花壇を設置するなど、花いっぱい運動を展開します。



■市民花壇（札の辻ポケットパーク）

2) 接道部の緑化

○公共施設の緑の充実を図り、特に接道部の緑化を重点的に推進します。また、植栽時は、「市の木（かし）」や「市の花（山吹）」など由来種を使用した緑化に努めます。

3) 多様な手法による緑化の推進

○緑化スペースの確保が難しい施設については、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、プランター等を活用した手法での緑化を推進します。

4) オープンスペースの開放

○公共施設内の緑化されたオープンスペースの開放に努めます。

7-3 緑豊かな教育環境を創出する学校緑化の推進

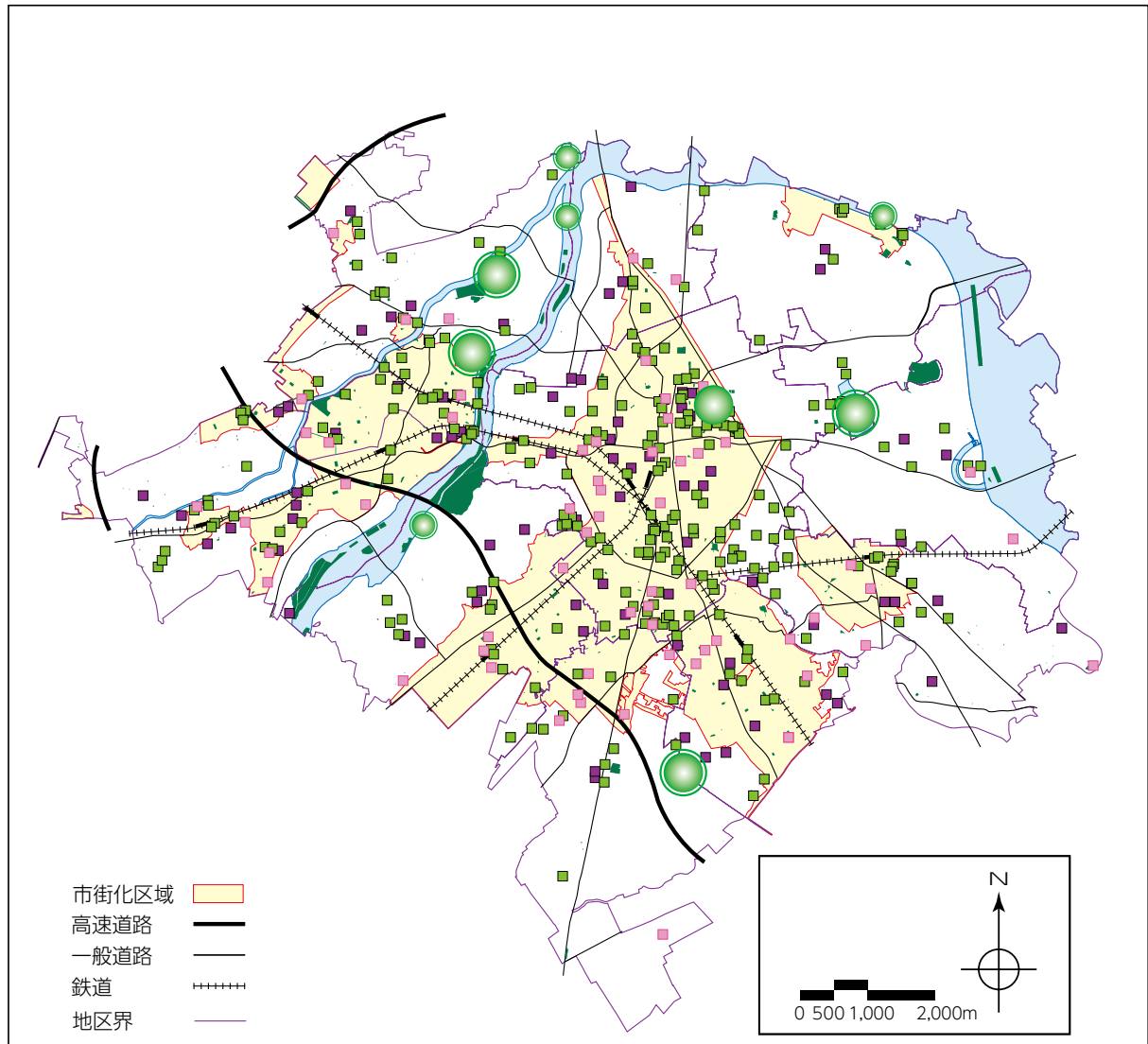
1) 学校緑化の推進

○小中学校の学校緑化を推進するとともに、環境教育・環境学習の場として自然観察空間の整備に努めます。

2) 樹木の適正管理

○学校内のシンボルツリー等の樹木について適正に維持管理します。

■公共施設緑化の推進



実現のための取組	施策	計画	現況
市民の憩いの場となる都市公園等の緑化の推進	都市公園等の緑化の推進	● ●	■
緑のまちづくりを先導する公共施設緑化の推進	花いっぱい運動の展開		■
	公共施設緑化の推進		■
緑豊かな教育環境を創出する学校緑化の推進	学校緑化の推進		■

8 民有地緑化の促進

8-1 歴史と現在が調和する中心市街地の緑化

1) 質の高い緑景観の創出

- 歴史的な町並みを残す地区において、伝統的な建造物の保全・再生に努めるとともに、効果的な緑の利用による質の高い緑景観の創出を検討します。

2) 中心市街地における緑の空間形成

- 三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区において、計画的に緑地を創出するとともに、周辺の事業所に屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等を推奨するなど、本市の顔となる緑の空間形成を促進します。

8-2 地域拠点における緑化

1) 地域拠点の緑化の推進

- 地域拠点となる四駅（霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅）周辺において、地域核として適切な緑化を進めます。
- 四駅を取り巻く住宅地では、質の高い緑の家並みづくりを市民とともに推進します。

8-3 緑豊かで快適なまちづくり

1) 住宅地等の緑化の推進

- 市内の住宅地を緑豊かにするために、苗木配布、生け垣設置、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等の支援を通じて、市民と協働で住宅地の緑化を推進します。
- 工場・事業所などの計画的な緑化を促進します。また、緑化に当たっては在来種の使用を推奨します。



■生け垣の設置例

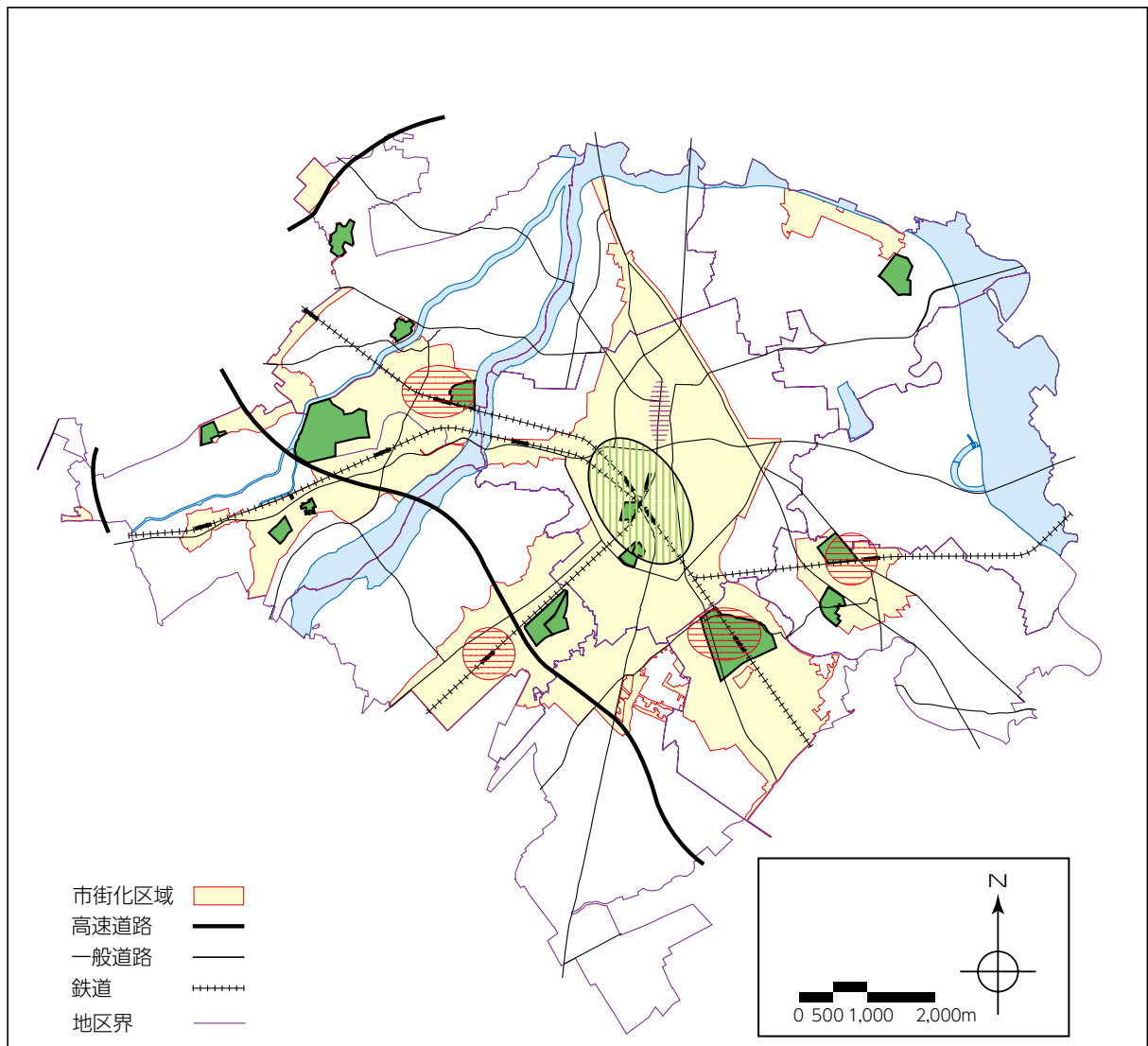
2) 緑化計画届出制度の導入

- 市街地にまとまった緑を確保するため、市独自の緑化計画届出制度の導入を検討します。

3) 花いっぱい運動の展開 **重点1**

- 緑地協定の締結等の際し、花の推奨についての項目を加える等により花いっぱい運動を支援します。
- 休耕農地等を活用した花いっぱい運動を支援します。

■民有地緑化の促進



実現のための取組	施策	計画	現況
歴史と現在が調和する中心市街地の緑化	質の高い緑景観の創出		
	三駅周辺地区の緑化		
地域拠点における緑化	地域拠点の緑化		
緑豊かで快適なまちづくり	住宅地の緑化 (地区計画・建築協定)		

基本方針3

水と緑のまちをそだてます

～緑をはぐくむ～

歴史に育まれてきた川越のまちをさらに魅力的で快適なものとするため、市民参加による緑の保全、緑地の整備、緑化の推進に関するしくみづくりや市民間の交流活動、市民に対する普及・啓発活動を推進し、歴史を生かした水と緑あふれる町並みの形成を図ります。

目 標

緑の指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な取組
緑に関する講座数（回／年）	4	－	－	9-2-1)
緑に関する出前講座の回数				
緑に関する体験イベント数（回／年）	1	3	5	9-2-1)
緑に親しむ体験イベントの開催回数				
新規大規模公園整備時のワークショップ 開催率（％）	－	100	100	10-1-3)
新たに大規模な公園を整備する時のワークショップ開催率				

9 緑に親しむきっかけづくり

9-1 緑に関する普及活動の推進

1) 花いっぱい運動の展開 **重点1**

○市内の花いっぱい運動の質を高めるとともに市民の花に対する関心を深めるため、良好な花の景観を表彰する花いっぱいコンテスト等を開催します。

2) 積極的な情報発信

○ガイドブックの作成、ホームページの充実、ソーシャルメディアネットワークの活用など、積極的に市民へ情報を発信します。

3) 顕彰制度の充実

○優れた緑化活動に対する顕彰制度の充実を図ります。

9-2 緑に関する啓発活動の推進

1) 出前講座・体験イベントの充実 **重点3** **環境基本計画5-3-2)** p.70

○緑に関する出前講座の実施や自然観察、ネイチャーゲーム等の体験イベントを開催し、市民の緑に関する意識を高めていきます。

2) 調査・研究の推進

○市民、事業者及び民間団体と協働して、緑に関する調査・研究を推進します。

3) 公園の新たな活用

○子供が自由な遊び場を通じて、様々な体験や交流ができるよう、NPO法人等との協働により、公園の新たな活用を検討します。

4) 農業体験事業の推進

○農業ふれあいセンター鴨田ふれあい農園を拠点として、農業体験を通じて農業への理解を深める農業体験事業の推進を図ります。



■農業体験

10 水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり

10-1 市民、事業者、民間団体及び市の協働のためのしくみづくり

1) 環境保全活動の支援・推進

○市民、事業者、民間団体及び市が連携して行う、環境保全活動を支援・推進していきます。

2) ボランティアの育成

○市民、事業者及び民間団体が、緑化について協働していくことができるよう、ボランティアの育成を推進していきます。

3) ワークショップ形式による市民参加の推進

○新たに大規模な公園を整備する際には、ワークショップを開催するなど、市民が参加できるようなしくみづくりを検討します。

○官民連携による計画的、効率的な公園の管理運営を検討します。

10-2 緑化に関する支援

1) 緑化センターの設置 **重点1**

○市民の緑化活動を支援していくために、緑化センターの設置を検討します。

2) 緑のアドバイザー制度の制定 **重点1** **環境基本計画5-4-2)** p.70

○民間団体等との協働による緑のアドバイザー制度について検討し、市民の緑に関する取組を支援します。

3) 支援制度の充実

○川越市みどりの補助金等による支援制度の充実・活用を図ります。

10-3 緑の保全に関する支援

1) 緑の条例の制定

○緑に関する取組の支援、緑の保全・活用等に関する緑の条例の制定を検討します。

2) 樹木保険の導入

○保存樹木等の保険制度について導入を検討します。

3) 緑のリサイクルの推進 **環境基本計画5-4-3)** p.70

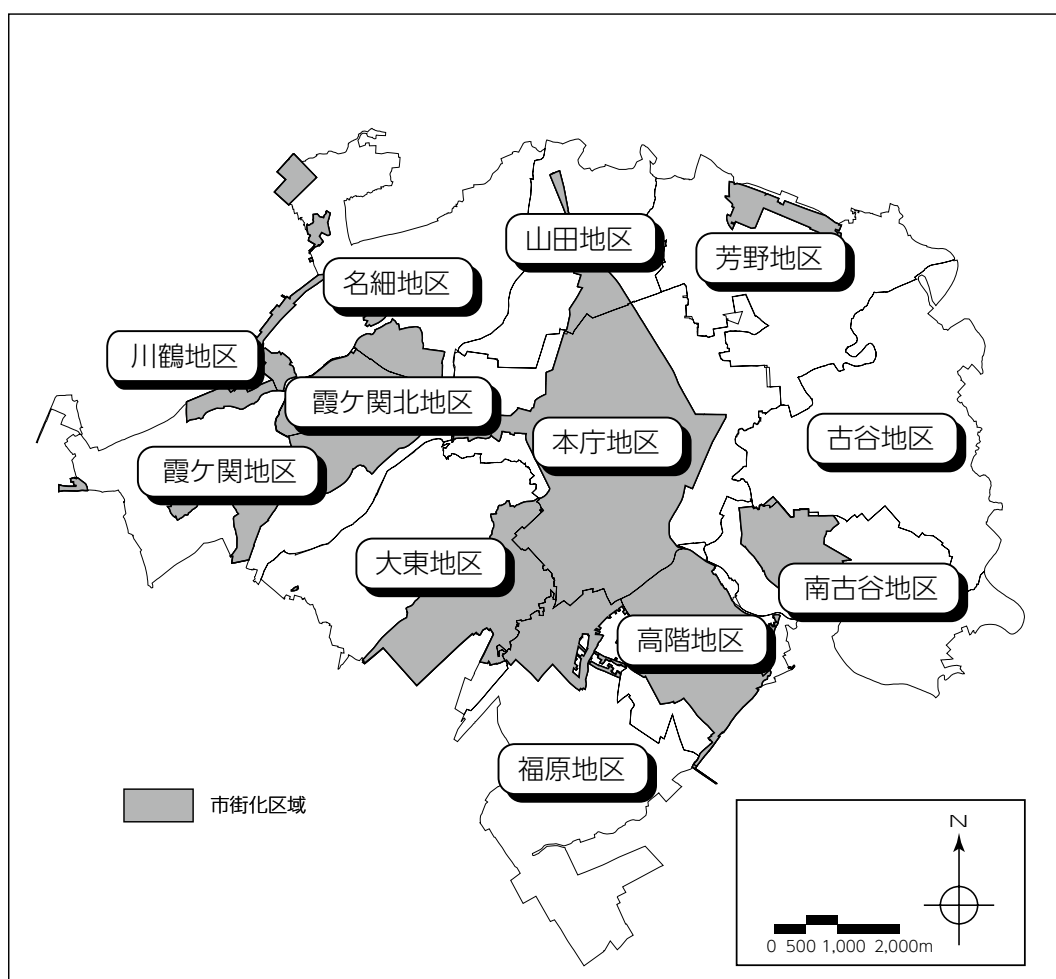
地区別計画

1 川越市の地区構成

本市は、本庁、芳野、古谷、南古谷、高階、福原、大東、霞ヶ関、川鶴、霞ヶ関北、名細及び山田の12地区の行政地区から構成されます。

地区別計画では、これらの地区ごとに現況と課題を整理し、取組の方針を設定することによって、より地域の状況に即した計画を推進します。

■地区区分図



川越市 基本データ	人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	349,388 人 (150,395 世帯)	303 箇所	1,627,306㎡

※地区別計画における基本データは平成27年3月末現在のものです。

2 地区別計画

2.1 本庁地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 市街地内の新河岸川をはじめとする河川や湧水地、社寺林の緑は、市民の身近な緑として、保全する必要があります。
- 市街地内の農地は都市気象の緩和に効果があり、また身近な緑として保全する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 大部分が既成市街地であることから、今後の公園整備水準の向上は難しいため、大規模開発事業等に伴う計画的な都市公園等の確保が重要となっています。
- 城址公園としての初雁公園の整備を検討する必要があります。
- 伝統的な市街地であることから、延焼・類焼防止や災害時の避難路等となる安全性に配慮した緑地の整備について検討する必要があります。

3) 緑化の推進

- 市街化区域内の緑が少ないことから、公共施設や道路・河川の緑化を進め、快適で安全な環境形成を積極的に図る必要があります。
- 蔵造りの町並み等の歴史を生かした緑化の推進や三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区の計画的な緑化が必要となっています。

②取組の方針

1) 川越城址の整備・活用

- 川越城富士見櫓を含む川越城址については、城址公園としての整備を検討します。また、観光や教育の場となる公園として活用することを検討します。

2) 歴史的な町並みの保全／魅力的な路地空間の保全・創出／緑あふれる道づくり／良好な河川環境の保全・復元

- 歴史的な町並みを残す地区では歴史的環境や路地等を保全するとともに、小さなスペースも生かした緑化等を推進します。
- 市街地内の交差点等の道路沿いの小スペースを利用し、ポケットパークの確保に努めます。
- 良好な市街地空間の創出を図り、災害時の避難経路を形成するために、新河岸川の保全・緑化を行い、他の緑地等とのネットワーク化を図ります。

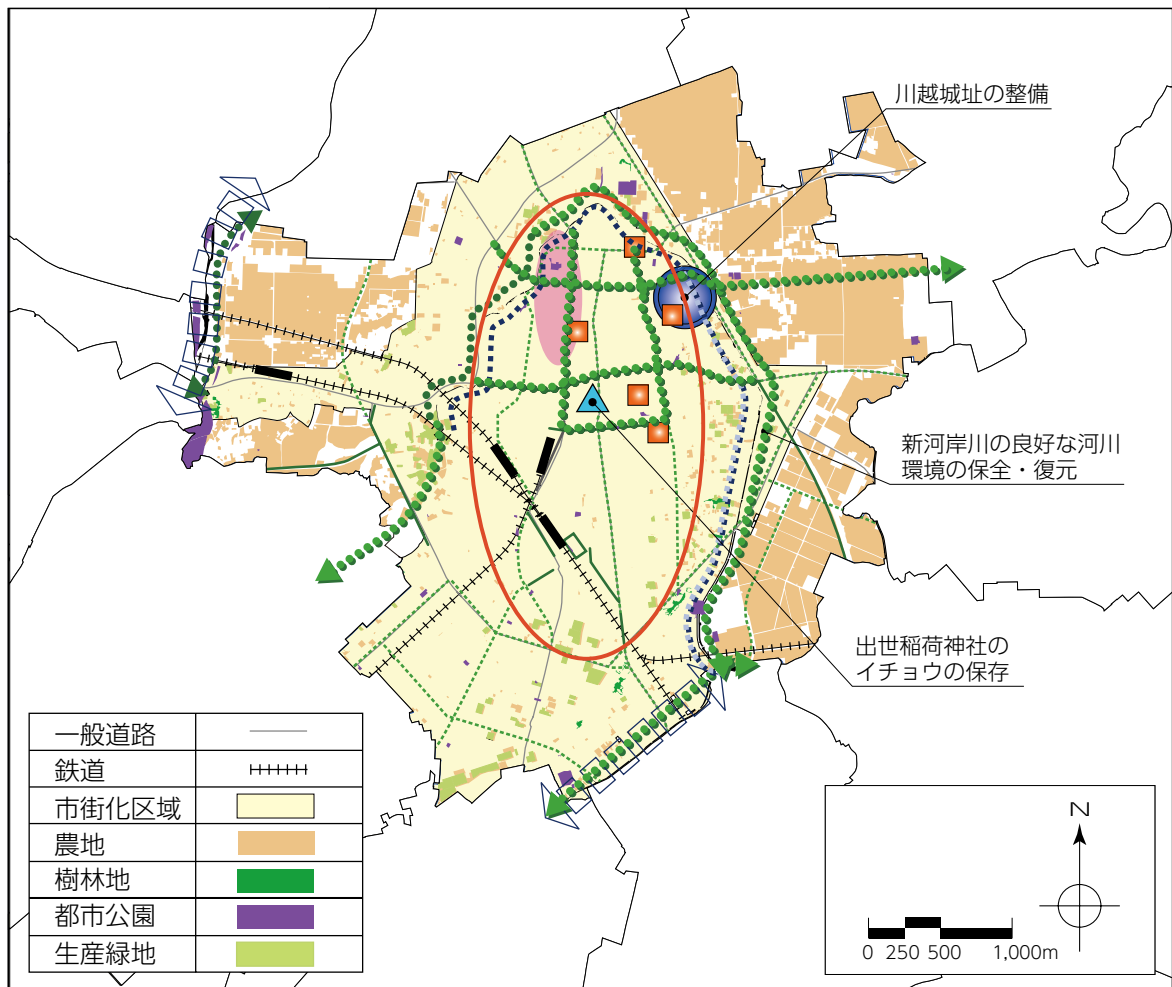
3) 中心市街地の質の高い緑化／巨木・銘木・伝承木の保存／地域生活拠点における計画的な緑化

- 三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺から歴史的町並み地区にかけての地区において、緑の充実を市民、事業者、民間団体及び市が協働して進めます。
- 市街地内に残る出世稲荷神社のイチョウなどの巨木等は、地区のシンボルとして保存に努めます。
- 大規模開発事業等が行われる際には、計画的な緑化と都市公園等の整備に努めます。
- 緑化余地の少ない本地域において、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等を積極的に推進します。

4) 歴史的文化的遺産と一体となった緑の保全／身近な農地の保全

- 氷川神社等の社寺林の保全について検討します。
- 生産緑地は、市街地内の農地として保全に努めます。

本庁地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	104,361 人（47,708 世帯）	46 箇所	128,016㎡



取組の方針	計画	現況	備考
川越城址の整備・活用	● 拡張		
歴史的な町並みの保全	●		
魅力的な路地空間の保全・創出	●		
緑あふれる道づくり	←→	←→	緑道等 緑化道路
良好な河川環境の保全・復元	←→	←→	
中心市街地の質の高い緑化	○		
巨木・銘木・伝承木の保存		▲	
歴史的文化的遺産と一体となった緑の保全		■	

2.2 芳野地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区の大部分を占める農地の保全による田園景観の保全が重要となります。また、農地内の水路等についても、保全を検討する必要があります。
- 地区の骨格となる荒川、入間川や伊佐沼の水辺環境の保全を進める必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 地区の大部分が市街化調整区域であり、伊佐沼公園等が位置することから都市公園の整備水準が比較的高い地区となっています。今後は、他地区とのネットワーク化を進め、都市公園等の活用を図る必要があります。

3) 緑化の推進

- 川越工業団地、川越第二産業団地内の緑化を進め、緑豊かな工業団地の育成を図る必要があります。

②取組の方針

1) 伊佐沼公園の整備

- 伊佐沼の良好な自然環境を生かした都市公園の整備を図ります。

2) 農業とのふれあいの場の充実

- 農業ふれあいセンターを農業とのふれあい拠点として位置付けます。
- 各種の農業体験イベントを通じ、市民が農業への理解を深める取組の充実を図ります。
- 市民農園の運営を支援することにより、市民が農業とふれあう機会を創出します。

3) 良好な河川環境の保全・復元／水辺環境の保全

- 荒川、入間川等において、良好な河川環境の保全・復元に努めます。
- 伊佐沼ではハス・ヨシ群落の再生を図ります。
- 水路整備等に当たっては、生態系に配慮した良好な河川空間の維持・復元に努めます。

4) 河川敷公園等の整備

- 水辺の自然とのふれあいの場として、また、スポーツレクリエーション活動の場として、新たに入間川の河川敷を利用した公園の整備を検討します。

5) 市街地を取り巻く田園の保全

- 農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

6) 工場の緑の充実

- 川越工業団地、川越第二産業団地内の緑化を促進していきます。

7) 緑あふれる道づくり

- 都市公園等のネットワーク化を図るため、道路緑化等の充実に努めます。

2.3 古谷地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区の大部分を占める農地の保全による田園景観の保全が重要となります。また、農地内の水路等についても、保全を検討する必要があります。
- 生き物の生息・生育空間として重要な伊佐沼や古谷湿地の保全・活用、地区の骨格となる荒川、入間川の保全について検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 市街化調整区域が多く、また川越運動公園や入間大橋緑地等の大規模な公園が位置することから、都市公園の整備水準が比較的高い地区となっています。今後は、荒川、入間川の河川敷、伊佐沼、道路等を活用した他地区とのネットワーク化を進め、都市公園の活用を図る必要があります。

3) 緑化の推進

- 道路や河川の緑化を進め、快適な環境の形成を図る必要があります。
- 休耕農地等を生かした緑化や花いっぱい運動の展開についても検討する必要があります。

②取組の方針

1) 伊佐沼公園の整備

- 伊佐沼の良好な自然環境を生かした都市公園の整備を図ります。

2) 良好な河川環境の保全・復元／水辺環境の保全

- 荒川、入間川等において、良好な河川環境の保全・復元に努めます。
- 水路整備等に当たっては、生態系に配慮した良好な河川空間の維持・復元に努めます。
- 伊佐沼ではハス・ヨシ群落の再生を図ります。
- 古谷湿地等では、生き物の生息・生育空間となる良好な水辺環境の保全に努めます。

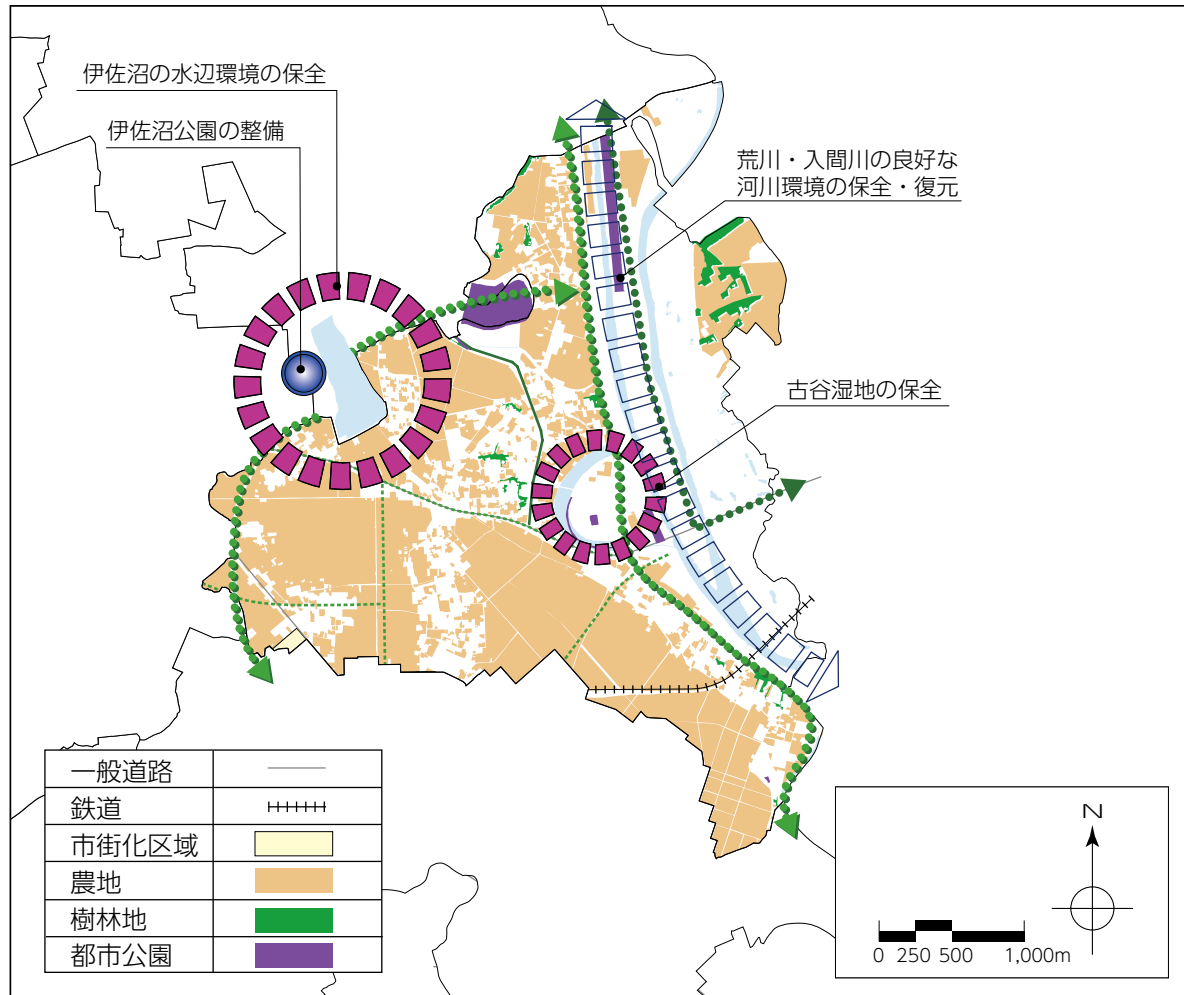
3) 緑あふれる道づくり

- 都市公園等のネットワーク化を図るため、道路緑化等の充実に努めます。

4) 市街地を取り巻く田園の保全

- 農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。
- 休耕農地での一時的な草花の栽培への支援を検討することで、農地の保全と良好な田園景観の維持に努めます。

古谷地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	11,079 人（4,307 世帯）	8 箇所	240,217㎡



取組の方針	計画	現況	備考
伊佐沼公園の整備	● 拡張		
良好な河川環境の保全・復元	◀▶▶▶▶▶		
水辺環境の保全	●		
緑あふれる道づくり	◀▶▶▶▶▶	◀▶▶▶▶▶	緑道等 緑化道路
市街地を取り巻く田園の保全		■	

2.4 南古谷地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 新河岸川等の保全について検討する必要があります。
- 市街化調整区域においては、水田を中心とする農地が開けており、これらの田園景観の保全が重要となります。また、農地内の水路等についても、保全を検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 都市公園の整備水準が低くなっている地区であることから、整備についての検討が重要となっています。

3) 緑化の推進

- 新河岸川、九十川の緑化の推進について検討する必要があります。
- 地域核として位置付けられている南古谷駅周辺については、地域核にふさわしい緑化が必要であると考えられます。

②取組の方針

1) 身近な都市公園等の整備

- 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを図ります。

2) 新河岸川の河岸跡と河岸林の保全

- 下新河岸の河岸跡と一体になった緑や新河岸川の河岸林の保全を図ります。

3) 市街地を取り巻く田園の保全

- 農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

4) 地域生活拠点における計画的な緑化／住宅地の緑化／巨木・銘木・伝承木の保存

- 地域核として位置付けられている南古谷駅周辺において緑化に努めます。
- 基盤整備の整った新たなまちでは、住宅地の緑化を促進します。
- 並木の大クスや古市場のヒイラギなどの巨木等は、地区のシンボルとして保存に努めます。

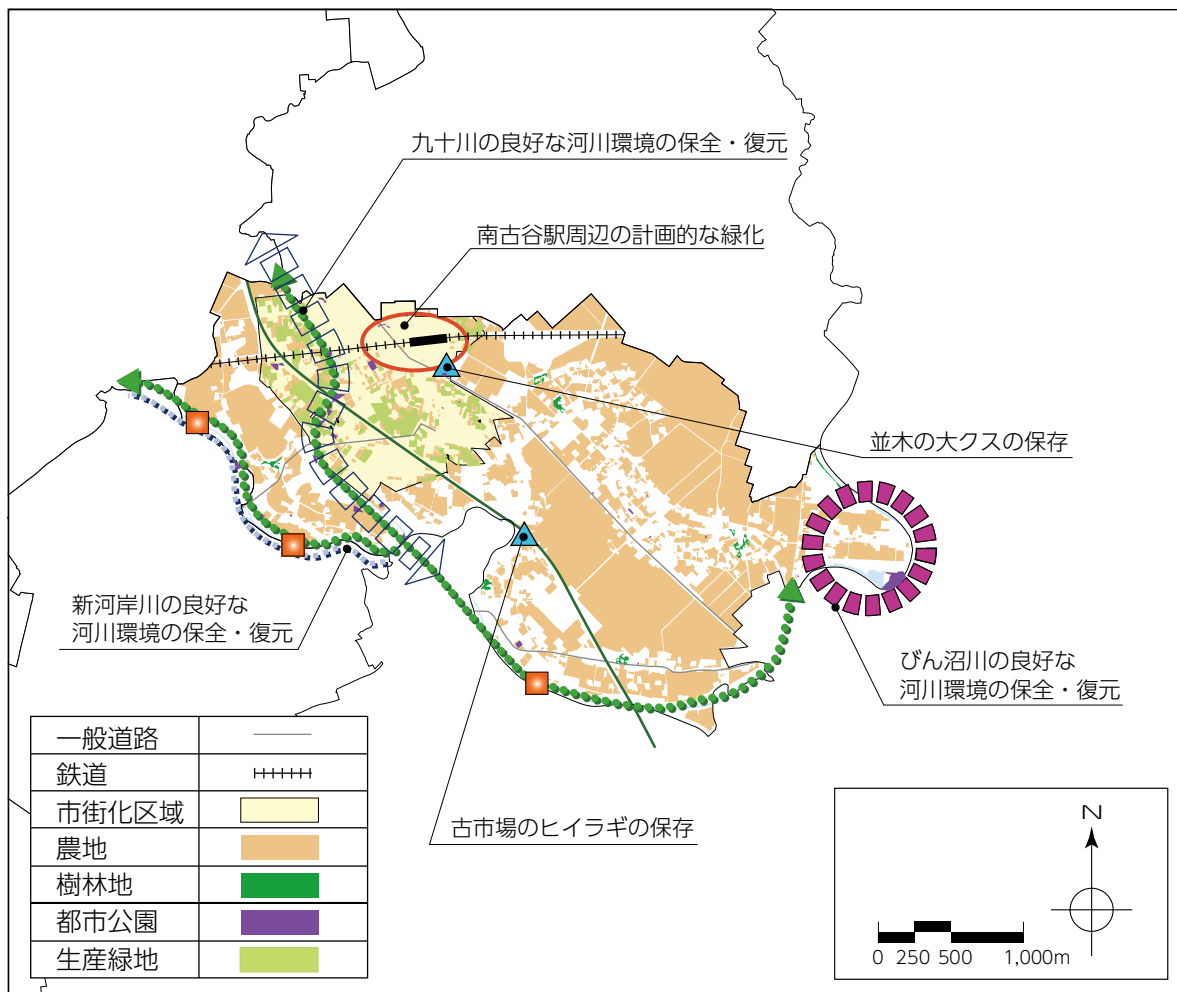
5) 良好な河川環境の保全・復元／水辺環境の保全

- 九十川、びん沼川等において、良好な河川環境、水辺環境の保全・復元に努めます。
- 水路整備等に当たっては、生態系に配慮した良好な河川空間の維持・復元に努めます。

6) 緑あふれる道づくり

- 新河岸川、九十川沿いの遊歩道整備の促進に努め、都市公園等のネットワーク化を図ります。

南古谷地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	24,405 人（9,646 世帯）	34 箇所	37,503㎡



取組の方針	計画	現況	備考
身近な都市公園等の整備		■	
新河岸川の河岸跡と河岸林の保全	■		
市街地を取り巻く田園の保全		■	
地域生活拠点における計画的な緑化／住宅地の緑化	○		
巨木・銘木・伝承木の保存		▲	
良好な河川環境の保全・復元	◀▶		
水辺環境の保全	⊙		
緑あふれる道づくり	→←	——	緑道等 緑化道路

2.5 高階地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 本地区の市街化区域内には農地が多く、市街地内の緑として重要な位置を占めていることから、この保全について検討する必要があります。
- 新河岸川の保全について検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 都市公園の整備水準が低くなっている地区であることから、整備についての検討が重要となっています。
- 南西部の砂新田では、(仮称)川越市森林公園の計画が進められています。

3) 緑化の推進

- 地域核として位置付けられている新河岸駅周辺については、地域核にふさわしい緑化が必要であると考えられます。
- 地区の主要道である国道254号や新河岸川等の緑化推進について検討する必要があります。

②取組の方針

1) 身近な都市公園等の整備

- 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを図ります。

2) 地域生活拠点における計画的な緑化／巨木・銘木・伝承木の保存

- 地域核として位置付けられている新河岸駅周辺において緑化に努めます。
- 砂氷川神社のシラカシやイヌツゲなどの巨木等は、地区のシンボルとして保存に努めます。

3) 身近な農地の保全

- 生産緑地は、市街地内の農地として保全に努めます。

4) 新河岸川の河岸跡と河岸林の保全／良好な河川環境の保全・復元／水辺環境の保全

- 下新河岸の河岸跡と一体となった緑や新河岸川の河岸林の保全を図ります。
- 新河岸川、寺尾調節池等において、良好な河川環境、水辺環境の保全・復元に努めます。

5) (仮称)川越市森林公園の整備

- 本市南部にある武蔵野の面影を残す雑木林を保全するとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として整備を図ります。

6) 緑あふれる道づくり

- 国道254号の緑化や新河岸川、不老川沿いの遊歩道整備の促進に努め、快適な歩行者空間の創出を図ります。

7) 市街地を取り巻く田園の保全

- 農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

砂氷川神社のシラカシ、イヌツゲの保存

新河岸駅周辺の計画的な緑化

不老川の良好な河川環境の保全・復元

新河岸川の良好な河川環境の保全・復元

寺尾調節池の保全

(仮称) 川越市森林公園の整備

一般道路	—
鉄道	+++++
市街化区域	黄色
農地	オレンジ
樹林地	緑
都市公園	紫
生産緑地	黄緑

0 250 500 1,000m

N

139

2.6 福原地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 生き物の生息・生育空間として重要な樹林地が多く位置していることから、この保全策について検討する必要があります。
- 地区を縦貫している関越自動車道の緑地帯は、生き物の貴重な移動・休息空間となっています。
- 樹林地と密接な関係を持つ畑地が広がっていることから、この保全策についても検討する必要があります。
- 台地における貴重な水辺である不老川の保全・緑化について検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 都市公園の整備水準が低くなっている地区であることから、整備についての検討が重要となります。
- 東部の砂久保、下松原、今福では（仮称）川越市森林公園の計画が進められています。

3) 緑化の推進

- 地区内の工場等については周辺の良い樹林・田園景観との調和に配慮する必要があります。

②取組の方針

1) （仮称）川越市森林公園の整備

- 本市南部にある武蔵野の面影を残す雑木林を保全するとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として整備を図ります。

2) 身近な都市公園等の整備

- 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを図ります。

3) 樹林地の一体的な保全／樹林地内の野生生物の保護・保全

- 樹林地の保全を進めます。特に本市と所沢市、狭山市及び三芳町にまたがる「くぬぎ山地区」を、県や関係市町と連携を図りながら保全に努めます。
- 樹林地内に生息する野生生物の保護・保全を適切に行うため、市民、事業者及び民間団体と協働して、生息分布・生育環境等を調査します。

4) 市街地を取り巻く田園の保全

- 農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

5) 緑あふれる道づくり

- 関越自動車道の緑地帯の充実を促進するとともに、側道の緑あふれる道としての活用策について検討します。

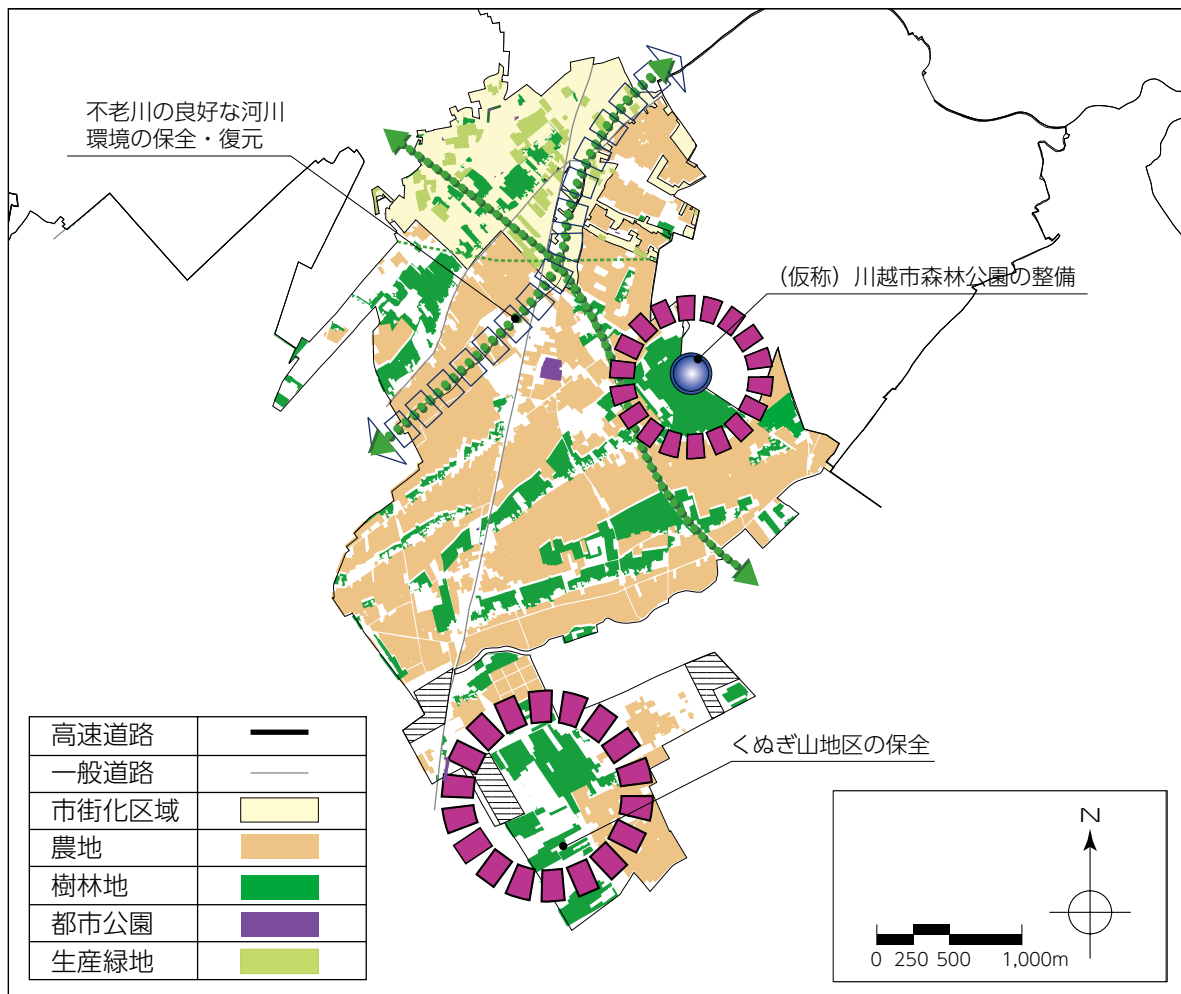
6) 工場の緑の充実

- 周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

7) 良好な河川環境の保全・復元

- 不老川の保全・緑化とともに、川沿いの遊歩道整備の促進に努め、快適な歩行者空間の創出を図ります。

福原地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	20,082 人（7,924 世帯）	21 箇所	29,854㎡



取組の方針	計画	現況	備考
(仮称) 川越市森林公園の整備	●		
身近な都市公園等の整備		■	
樹林地の一体的な保全／樹林地内の野生生物の保護・保全	⊙	■	
市街地を取り巻く田園の保全		■	
緑あふれる道づくり	↔	—	緑道等 緑化道路
工場の緑の充実		≡	
良好な河川環境の保全・復元	◁▷		

2.7 大東地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区の骨格となり、生き物の生息・生育空間としても重要な入間川の保全を検討する必要があります。
- 地区の多くを占める農地の保全が重要となります。

2) 都市公園等の整備

- 地区内には大規模な川越公園（川越水上公園）等が位置することから、整備水準の比較的高い地区となっています。今後は、河川区域の都市公園の整備や他地区とのネットワーク化等、更なる都市公園等の活用を検討する必要があります。

3) 緑化の推進

- 地区の南に位置する川越狭山工業団地等においては、周辺景観と調和した緑化を進める必要があります。また、国道16号等の地区の主要道路、市の地域核である南大塚駅周辺の緑化推進について検討する必要があります。

②取組の方針

1) 河川敷公園等の整備

- 入間川の河川敷を利用した池辺公園等の整備を図ります。

2) 市街地を取り巻く田園の保全

- 水田・畑地・果樹園が混在する農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

3) 良好な河川環境の保全・復元

- 地区の骨格となり生き物の生息・生育空間としても重要な入間川の保全を推進します。

4) 地域生活拠点における計画的な緑化

- 地域核として位置付けられている南大塚駅周辺において緑化に努めます。

5) 工場の緑の充実

- 周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

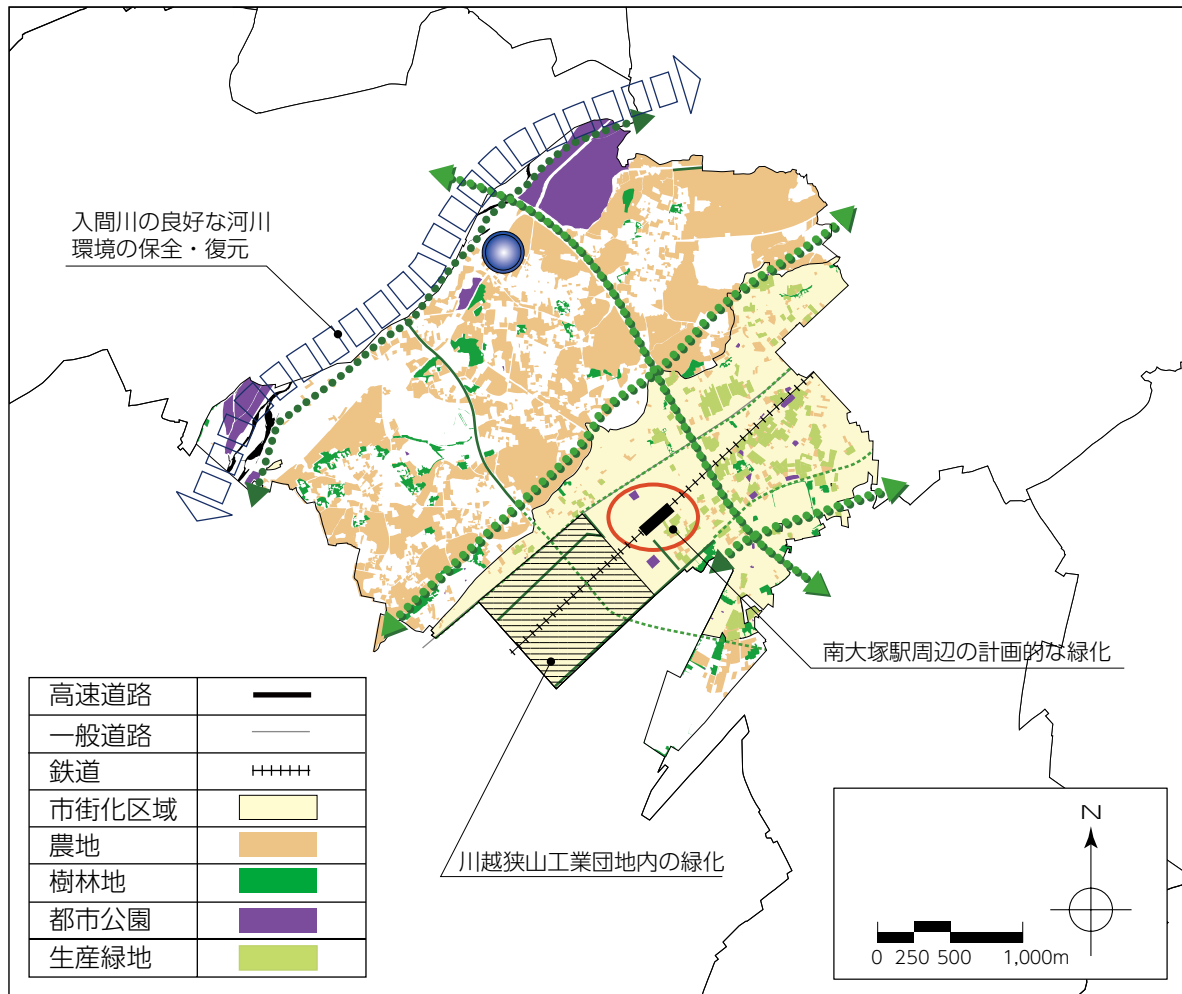
6) 緑あふれる道づくり

- 国道16号等の主要道路の緑化の促進に努めます。
- 関越自動車道の緑地帯の充実を促進するとともに、側道の緑あふれる道としての活用策について検討します。

7) 身近な農地の保全

- 生産緑地は、市街地内の農地として保全に努めます。

大東地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	34,583 人（14,494 世帯）	27 箇所	444,781㎡



取組の方針	計画	現況	備考
河川敷公園等の整備	●		
市街地を取り巻く田園の保全		■	
良好な河川環境の保全・復元	◀▶		
地域生活拠点における計画的な緑化	○		
工場の緑の充実		■	
緑あふれる道づくり	→	→	緑道等 緑化道路

2.8 霞ヶ関地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区の西部にはまとまった規模の樹林地が位置しており、生き物の生息・生育空間として重要であることから、この保全を検討する必要があります。
- 入間川、小畔川等の河川について保全・活用を検討する必要があります。
- 水田・畑地・果樹園が混在する農地の保全が重要となります。また、農地内の水路等についても、保全を検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 安比奈親水公園等の河川敷を利用した大規模な公園が位置することから、都市公園の整備水準の比較的高い地区となっています。今後は、河川敷を利用した都市公園の整備を図るとともに他地区とのネットワーク化を検討する必要があります。

3) 緑化の推進

- 入間川、小畔川等の河川の緑化について検討を進めるとともに、地区内の工場の緑化促進による景観的な調和についても検討する必要があります。

②取組の方針

1) 河川敷公園等の整備

- 自然環境に配慮した公園施設の整備を図ります。

2) 良好な河川環境の保全・復元

- 入間川、小畔川等において良好な河川環境の保全・復元に努めます。
- 水路整備等に当たっては、生態系に配慮した良好な河川空間の維持・復元に努めます。

3) 樹林地の一体的な保全／樹林地内の野生生物の保護・保全／巨木・銘木・伝承木の保存

- 北西部に広がる樹林地は、野生生物の生息・生育空間として、また、大規模住宅地の緩衝帯として保全に努めます。
- 笠幡浅間神社のヒヨクヒバや的場小川家のツゲなどの巨木等は、地区のシンボルとして保存に努めます。

4) 身近な農地の保全

- 生産緑地は、市街地内の農地として保全に努めます。

5) 市街地を取り巻く田園の保全

- 水田・畑地・果樹園が混在する農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

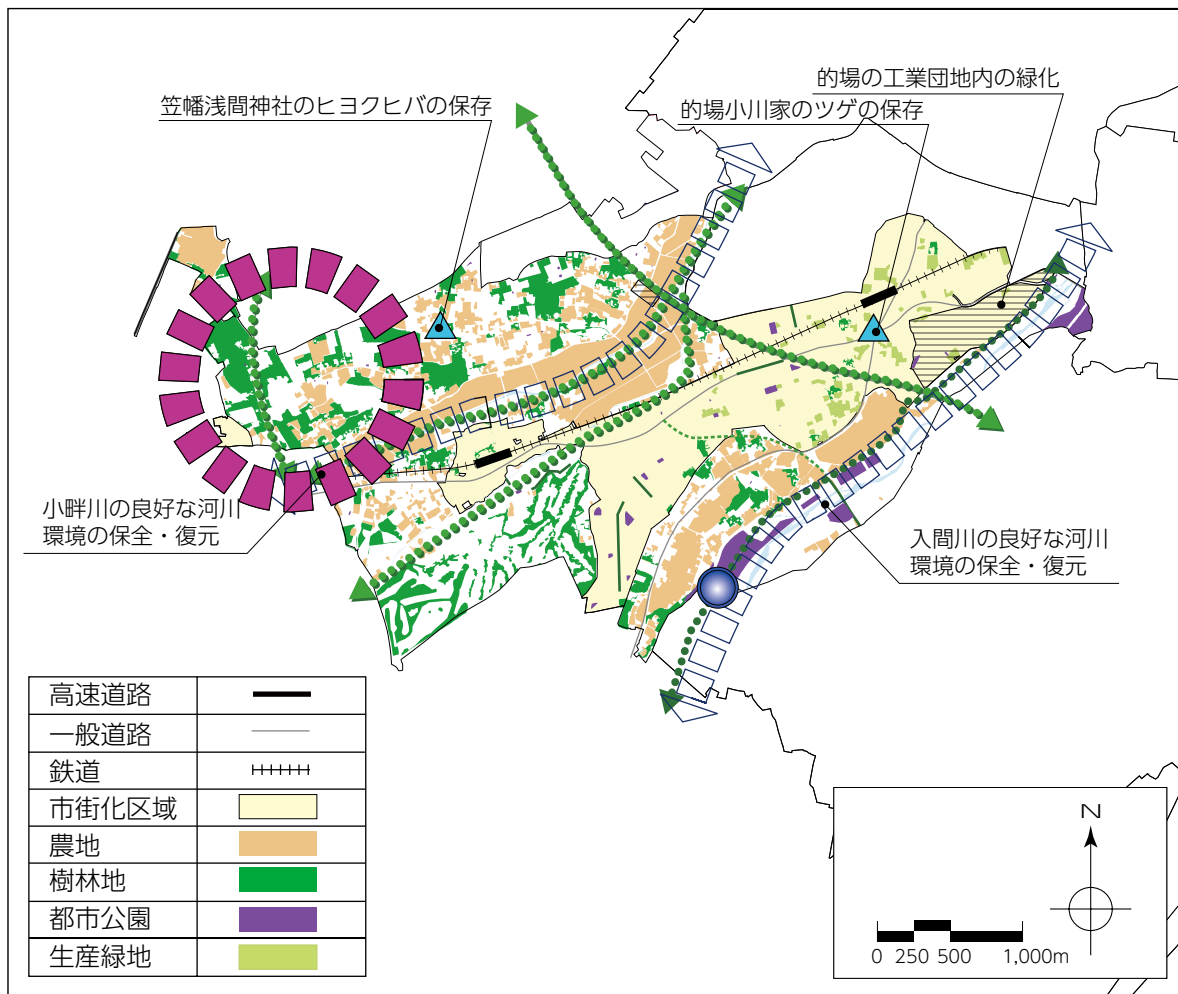
6) 工場の緑の充実

- 周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

7) 緑あふれる道づくり

- 関越自動車道や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の緑地帯の充実を促進するとともに、側道の緑あふれる道としての活用策について検討します。
- 小畔川沿いの遊歩道整備の促進に努め、歩行者空間の創出を図ります。

霞ヶ関地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	32,168 人（13,090 世帯）	52 箇所	266,516㎡



取組の方針	計画	現況	備考
河川敷公園等の整備			
良好な河川環境の保全・復元			
樹林地の一体的な保全／樹林地内の野生生物の保護・保全			
巨木・銘木・伝承木の保存			
市街地を取り巻く田園の保全			
工場の緑の充実			
緑あふれる道づくり			緑道等 緑化道路

2.9 川鶴地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区内に大規模な樹林地や河川はないものの、笠幡公園や小畔水鳥の郷公園（川鶴調整池）など比較的緑が豊かな地区となっています。引き続き、市民の身近な緑として保全・活用を検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 笠幡公園をはじめとした多くの都市公園が適切に配置されており、都市公園の整備水準の比較的高い地区となっています。今後は、身近な地域活動の拠点として都市公園等の活用を図るとともに、他地区とのネットワーク化を検討する必要があります。

3) 緑化の推進

- 地区の大部分が住宅地であることから、住宅地の緑化を促進する必要があります。

②取組の方針

1) 身近な都市公園等の整備

- 既存の公園については、適正な管理を行うとともに、魅力を高めるため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を図ります。

2) 良好な水辺環境の保全

- 小畔水鳥の郷公園（川鶴調整池）においては良好な水辺環境の保全に努めます。

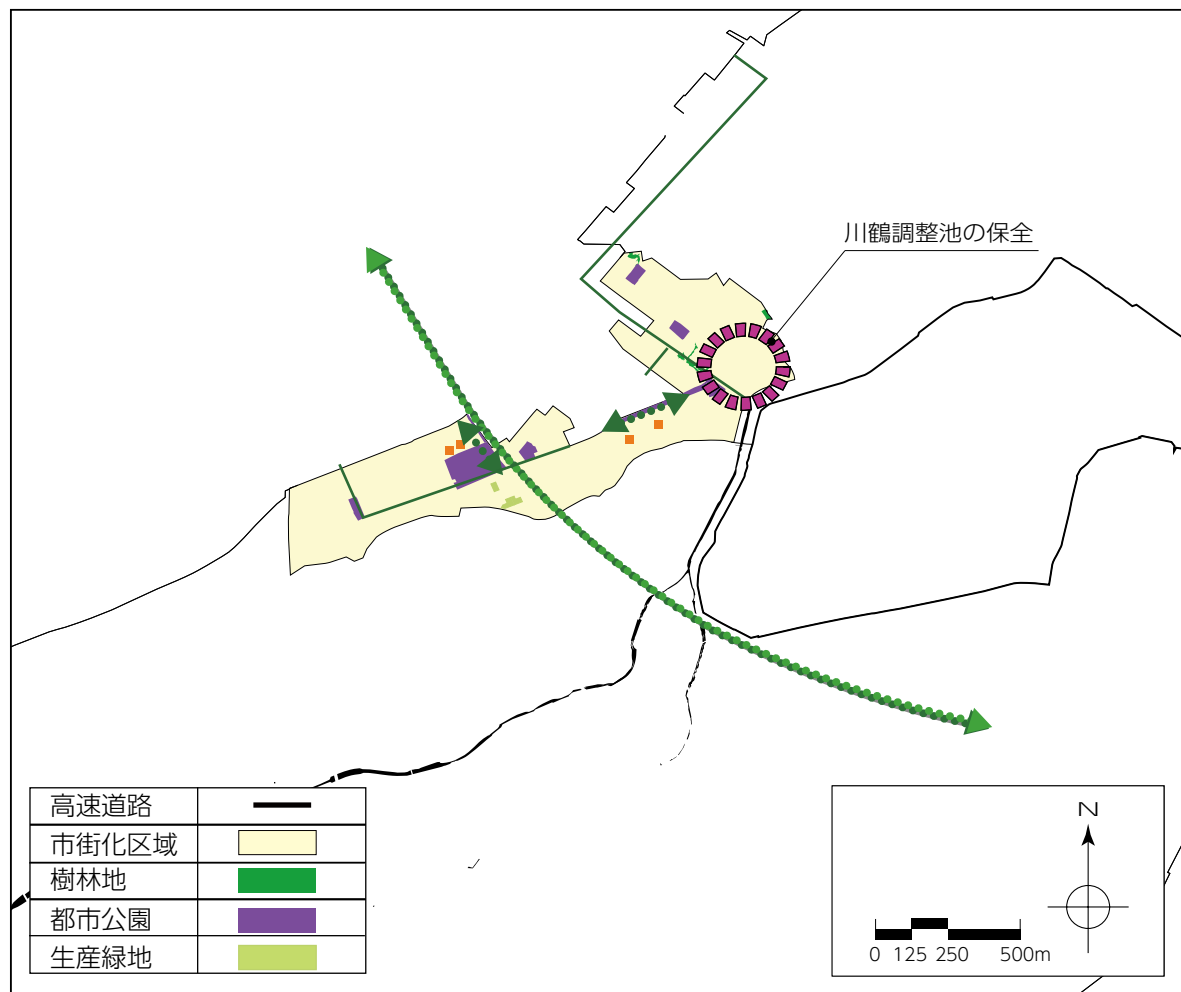
3) 緑あふれる道づくり

- 関越自動車道の緑地帯や遊歩道の充実を図るとともに、緑あふれる道としての活用策について検討します。

4) 緑豊かな地域づくり

- 公共施設等の緑化の推進に努め、身近な緑による住環境の向上を図ります。
- 地区の大部分を占める住宅地の緑化を積極的に促進します。

川鶴地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	5,816 人（2,454 世帯）	8 箇所	41,983㎡



取組の方針	計画	現況	備考
身近な都市公園等の整備		■	
良好な水辺環境の保全	●		
緑あふれる道づくり	→→→→→ →→→→→	→→→→→ →→→→→	緑道等 緑化道路
緑豊かな地域づくり		■	

2.10 霞ヶ関北地区

①現況と課題

1) 緑の保全

○入間川、小畔川等について保全を検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

○地区の大部分が市街化区域に位置しており、御伊勢塚公園をはじめとした多くの都市公園が適切に配置されており、都市公園の整備水準の比較的高い地区となっています。今後は、都市公園の整備水準の向上とともに、他地区とのネットワーク化による多様な都市公園等の需要への対応を検討する必要があります。

3) 緑化の推進

- 地区内の道路の緑化を推進するとともに、入間川、小畔川等の河川の緑化を推進することにより、水と緑のネットワークを形成することについても検討する必要があります。
- 地区の大部分が住宅地であることから、住宅地の緑化を促進する必要があります。
- 地域核として位置付けられている霞ヶ関駅周辺については、地域核にふさわしい緑化が必要であると考えられます。

②取組の方針

1) 良好な河川環境の保全・復元

○入間川、小畔川等において、良好な河川環境の保全・復元に努めます。

2) 緑豊かな川づくり

○入間川において、地域住民の憩いの場となる河川緑化を推進します。

3) 住宅地の緑化／地域生活拠点における計画的な緑化

- 地区の大部分を占める住宅地の緑化を積極的に促進します。
- 緑地協定、建築協定等の緑化に関する各種制度の指定等による総合的な取組について検討します。
- 地域核として位置付けられている霞ヶ関駅周辺において緑化に努めます。

4) 緑あふれる道づくり

○小畔川沿いの遊歩道整備の促進に努め、歩行者にとって快適な場所になるよう図ります。

5) 身近な都市公園等の整備

○既存の公園については、適正な管理を行うとともに、魅力を高めるため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を図ります。

6) 工場の緑の充実

○周辺景観と調和した工場緑化を促進していきます。

小畔川の良好な河川
環境の保全・復元

入間川の良好な河川
環境の保全・復元

霞ヶ関駅周辺の計画的な緑化

一般道路	—
鉄道	+++++
市街化区域	■
樹林地	■
都市公園	■
生産緑地	■

0 250 500 1,000m

N

149

2.11 名細地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区の北部には、まとまった規模の樹林地が位置しており、生き物の生息・生育空間として重要であることから、この保全を検討する必要があります。
- 入間川、小畔川等の河川の保全についても検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 都市公園の整備水準の比較的高い地区となっています。今後は、周辺環境との調和のとれた都市公園等の整備について検討する必要があります。
- 国指定史跡である河越館跡の活用を図るため、今後も整備を推進していく必要があります。
- なぐわし公園について、引き続き整備する必要があります。

3) 緑化の推進

- 地区の北端に位置する富士見工業団地等においては、周辺景観と調和した緑化を進める必要があります。
- 地域核として位置付けられている霞ヶ関駅周辺については、地域核にふさわしい緑化が必要であると考えられます。

②取組の方針

1) 国指定史跡河越館跡の整備

- 国指定史跡となっている河越館跡について、史跡河越館跡整備基本計画に基づいて引き続き整備を推進します。

2) 良好な河川環境の保全・復元／緑豊かな川づくり

- 入間川等において良好な河川環境の保全・復元に努めます。
- 入間川堤防等の桜づつみを市民の憩いの場として活用するため、良好な河川空間の維持に努めます。

3) 樹林地の一体的な保全/樹林地内の野生生物の保護・保全/巨木・銘木・伝承木の保存

- 北部に位置するまとまった規模の樹林地の保全を進めます。
- これらの樹林地内に生息する野生生物の保護・保全を適切に行うため、市民、事業者及び民間団体と協働して、生息分布・生育環境等を調査します。
- 鯨井のヒイラギや下小坂の大ケヤキなどの巨木等は、地区のシンボルとして保存に努めます。

4) 河川敷公園等の整備

- 小畔川との連携強化を視野に入れ、なぐわし公園を整備します。
- 自然とのふれあい空間を創出するため、小畔の里クリーンセンターの埋め立て完了後の公園化について検討します。

5) 市街地を取り巻く田園の保全

- 水田・畑地・果樹園が混在する農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

6) 工場の緑の充実

- 富士見工業団地において、周辺景観と調和した緑化を促進していきます。

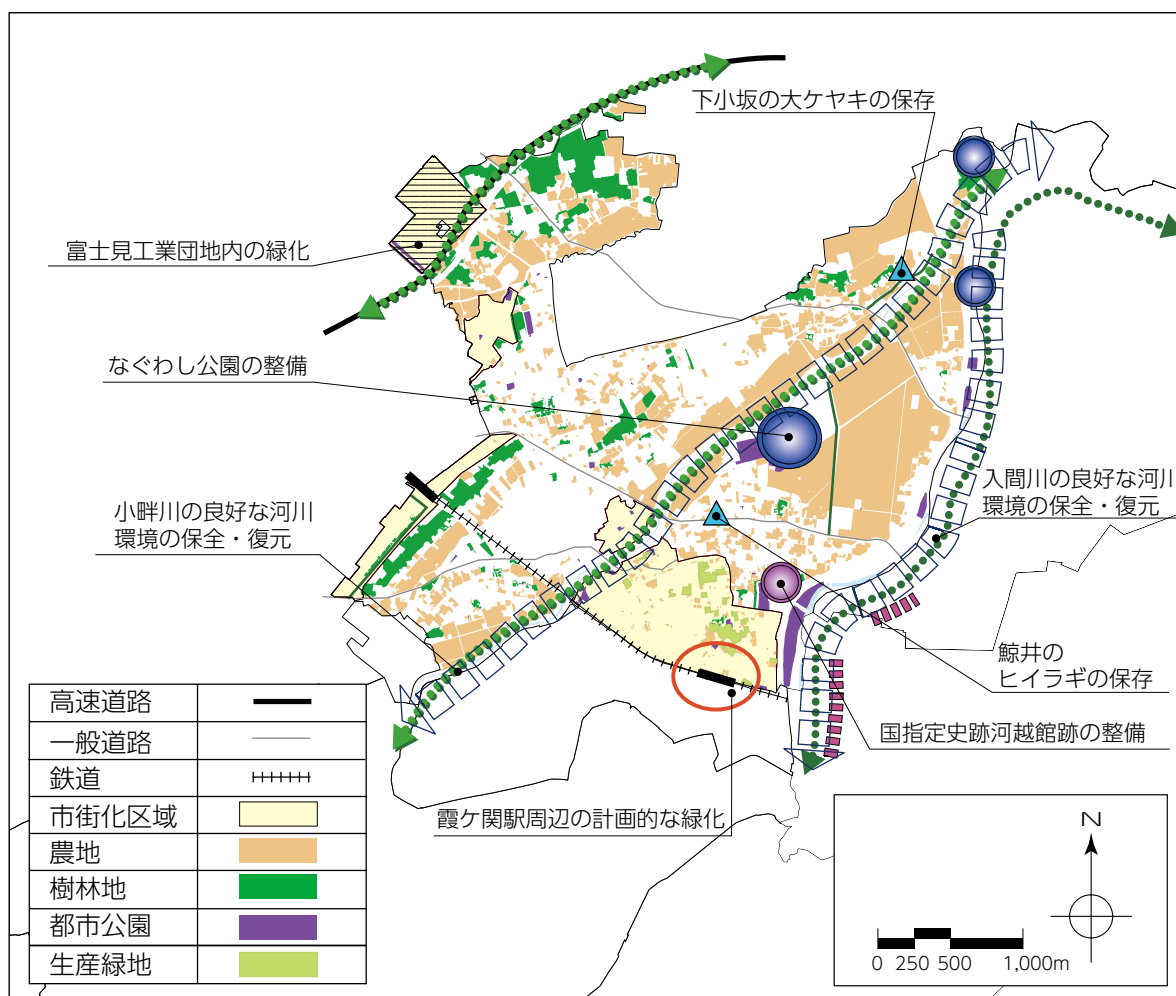
7) 地域生活拠点における計画的な緑化

- 地域核として位置付けられている霞ヶ関駅周辺において緑化に努めます。

8) 緑あふれる道づくり

- 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の緑地帯の充実を促進するとともに、側道の緑あふれる道としての活用策について検討します。
- 小畔川沿いの遊歩道整備の促進に努め、歩行者空間の創出を図ります。

名細地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	30,117人（13,107世帯）	43箇所	171,053㎡



取組の方針	計画	現況	備考
国指定史跡河越館跡の整備			
良好な河川環境の保全・復元			
緑豊かな川づくり			
樹林地の一体的な保全／樹林地内の野生生物の保護・保全			
巨木・銘木・伝承木の保存			
河川敷公園等の整備			
市街地を取り巻く田園の保全			
工場の緑の充実			
地域生活拠点における計画的な緑化			
緑あふれる道づくり			緑道等 緑化道路

2.12 山田地区

①現況と課題

1) 緑の保全

- 地区の景観を構成する田園の保全、河川の一体的な保全が必要となります。
- 本地区の市街化区域内には農地が多いため、市街地内の緑として保全について検討する必要があります。

2) 都市公園等の整備

- 本地区は、入間川の河川敷を有し、多くの生き物にとって良好な生息・生育空間となっていることから、自然環境に配慮した活用策を検討する必要があります。
- 都市公園の整備水準が低くなっている地区であることから、整備についての検討が重要となっています。

3) 緑化の推進

- 地区内を縦貫する国道254号や都市計画道路川越北環状線の緑化を促進する必要があります。
- 本地区は、埼玉県住生活基本計画において住宅の重点供給地域に指定されていることから、開発による緑の計画的な保全・創出を行う必要があります。

②取組の方針

1) 良好な河川環境の保全・復元／緑豊かな川づくり

- 入間川等において、良好な河川環境の保全・復元に努めます。
- 入間川堤防等の桜づつみを市民の憩いの場として活用するため、良好な河川空間の維持に努めます。

2) 身近な都市公園等の整備

- 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを図ります。

3) 緑あふれる道づくり

- 国道254号や都市計画道路川越北環状線については、道路緑化による快適な歩行者空間の創出を促進します。

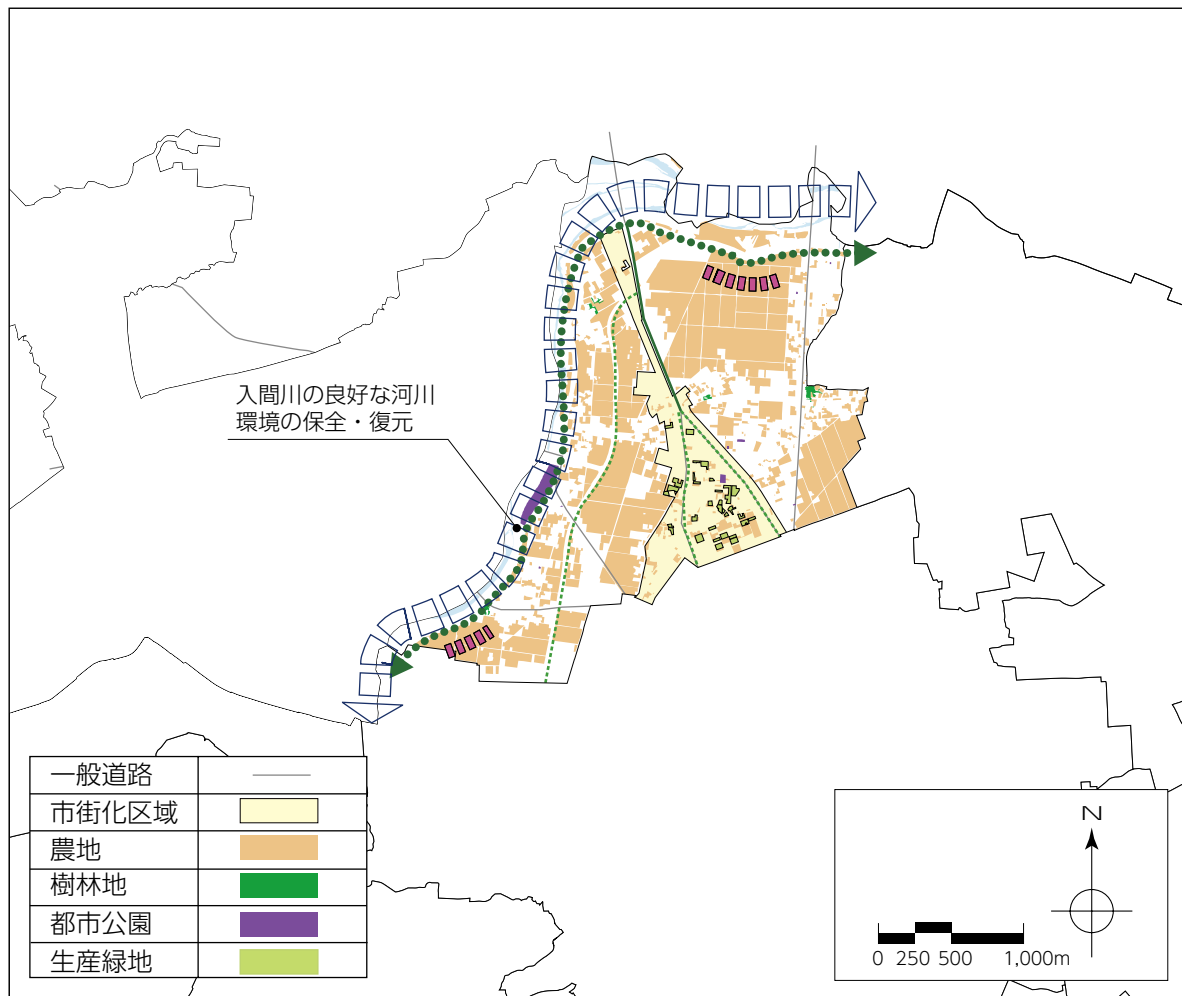
4) 市街地を取り巻く田園の保全

- 農地の保全を図るとともに、環境保全型農業や地産地消等による農業振興を推進します。

5) 身近な農地の保全

- 生産緑地は、市街地内の農地として保全に努めます。

山田地区 基本データ	地区の人口（世帯）	都市公園の数	都市公園の面積
	11,698 人（4,598 世帯）	9 箇所	44,104㎡



取組の方針	計画	現況	備考
良好な河川環境の保全・復元	◀ ▶		
緑豊かな川づくり			
身近な都市公園等の整備		■	
緑あふれる道づくり		◀.....▶	緑道等 緑化道路
市街地を取り巻く田園の保全		■	

